

第3次知多市地域福祉計画

平成28年度～平成32年度

共に支え合い 住み慣れた地域で
安心して暮らせる まちづくり

知多市・知多市社会福祉協議会

はじめに

平成22年度に策定した第2次知多市地域福祉計画が計画期間5年間の満了を迎えるに当たり、このたび第3次計画（28年度から32年度）を策定しました。

「福祉」とは、調べてみますとこの二つの文字は共に「しあわせ」を意味するもので、よくふだんのくらしのしあわせのこと、と言われてたりもします。

地域福祉とは、地域の人、皆のしあわせであり、より良い生き方ができる地域社会の実現をめざすものと言えます。もちろん、人それぞれ「しあわせ」の感じ方や考え方は違います。その意味では、すべての人のしあわせを実現しようとする計画の作成は大変難しいことだと思います。

本計画は、子どもやお年寄り、障がいのある人やそうでない人など、すべての人が安心して暮らせるよう「共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり」を基本理念として掲げています。しあわせが感じられる地域社会の実現は、決して弱いものを助けるということだけではありません。その人にとってのしあわせ、より良い生き方をする中で、手助けをしたりサービスを提供したり、また「お互い様」の気持ちから、自分の得意なものを分け合うことで、共に足りない部分を補い、皆がいろんな違いを認め合いながら共に支え合う中で、自分らしい生活を送ることができる社会の実現が必要であると思います。

本計画を推進し、より多くの人々が「しあわせ」を感じるようにするためには、様々な課題を克服していかなければなりません。そのためには行政や社会福祉協議会はもちろんのこと、関係団体や事業者、また地域に関わるすべての人の力を合わせる必要があります。誰もが安心して暮らせる地域福祉の実現に向け、市民の皆さま方の一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、ヒアリング調査などで貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆さまや関係団体の皆さま、また、ご審議をいただきました保健福祉審議会委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成28年3月

知多市長 宮 島 壽 男

少子・高齢化の急速な進行を始め社会経済、社会保障の構造が大きく変化し、虐待、ホームレス、孤立、ひきこもり、自殺、ゴミ屋敷など、様々な課題に対する議論もさかんに行われるようになりました。

とりわけ、これらの方々は、将来的に生活に困窮してしまう確率が通常より高いと考えられるため、単に経済的困窮の視点だけではなく、「社会的孤立」や「社会的排除」の視点からも捉える地域づくりが必要であります。

しかしながら、住民参加の必要性や実践が重要視されながらも、自己責任論や社会的排除を助長するような事件や事例は、後を絶たない現状もございます。

こうした状況の中、第3次知多市地域福祉計画の理念であります「共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり」は、行政や社会福祉協議会だけが事業を推進しても、また地域だけが事業を展開しても、実現することはできません。

「共に支え合い」を考えたとき、行政・個人・団体・ボランティア・事業所を問わず一人ひとりの生活課題・地域課題に向き合いながら、「個別支援」と「地域づくり」を総合的に推進する視点が求められます。

知多市社会福祉協議会は、第2次計画に引き続き、行政との一体計画の中で、「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」の更なる推進、地域包括ケアシステムの構築、子育て・若者の実態調査から明らかになった課題の研究、認知症予防施策の推進、市民協働のまちづくりなどに寄与できる人材育成など、市民の皆さま、関係機関の皆さまとともに進めてまいりますので、今後ともご協力をお願いします。

最後に、計画の策定に当たり、ヒアリング調査などで貴重なご意見をいただきました皆さまに心からお礼申し上げます。

平成28年3月

知多市社会福祉協議会 会長 竹内 司郎

目 次

【総 論】

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけと期間 2
- 3 福祉圏域と自助・互助・共助・公助 3
- 4 基本理念・基本目標 4
- 5 施策の体系 5

第2章 本市における地域福祉の現状と課題

- 1 本市の現状 6
- 2 社会福祉資源の概況12
- 3 これまでの施策の主な取組と課題17

【各 論】

第3章 地域福祉施策の推進

I 市民本位の福祉サービス

- 1 情報提供・啓発の充実19
- 2 総合相談体制の充実22
- 3 福祉教育の充実25

II 市民の支え合い活動の活性化

- 1 助け合いの推進と暮らしやすいまちづくり28
- 2 ボランティア・NPO活動の担い手の養成31
- 3 活動・交流の拠点確保の支援33

III 誰もが参加できる健康・生きがいづくり

- 1 健康づくり・生きがいづくりと社会参加の創出35
- 2 子育て・若者支援の環境整備38

| | | |
|-------------|----------------------------|----|
| IV | 連携のとれた施策・活動の推進 | |
| 1 | 地域包括ケアシステムの構築 | 41 |
| 2 | 災害時の要配慮者への支援 | 44 |
| 3 | 地域における連携と協働の推進 | 47 |
| V | 孤立しない・させない関係づくり | |
| 1 | 切れ目のないネットワークの構築 | 50 |
| 2 | 権利擁護・虐待防止の推進 | 53 |
| 第4章 | 計画の推進 | |
| 1 | 計画の周知 | 55 |
| 2 | 計画の進行管理 | 55 |
| 【資料】 | | |
| 1 | 用語説明 | 57 |
| 2 | 計画策定の体制 | 64 |
| 3 | 計画策定の経過 | 65 |
| 4 | 設置要綱等 | |
| | 知多市保健福祉審議会条例 | 66 |
| | 知多市保健福祉審議会委員名簿 | 68 |
| | 知多市地域福祉計画等策定委員会設置要綱 | 69 |
| | 知多市地域福祉計画等策定委員会委員名簿 | 71 |
| | 知多市地域福祉計画等策定委員会地域福祉計画部会員名簿 | 72 |
| 5 | 計画の変遷 | 73 |

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

少子・高齢化の急速な進行により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

単身世帯や核家族化、価値観の多様化などにより、近所付き合いや世代間の交流も少なくなり、家庭と地域とのつながりも薄れてきています。従来、自然と持ち合わせていた地域での見守り機能や助け合い支え合い機能も弱くなり、子育てや介護その他生活に不安や悩みを抱えている人たちが地域の中で孤立してしまう状況も出てきています。

ひとり暮らし高齢者の増加や高齢者の孤独死、高齢者世帯による老老介護[※]や認知介護[※]、子ども、高齢者、障がいのある人などへの虐待、災害時の要配慮者[※]の支援など多くの課題に対応していくためには、行政の力だけでは到底解決できるものではありません。

また、近年多発している自然災害を見ても地域の絆やコミュニティの役割の重要性を改めて認識させられています。

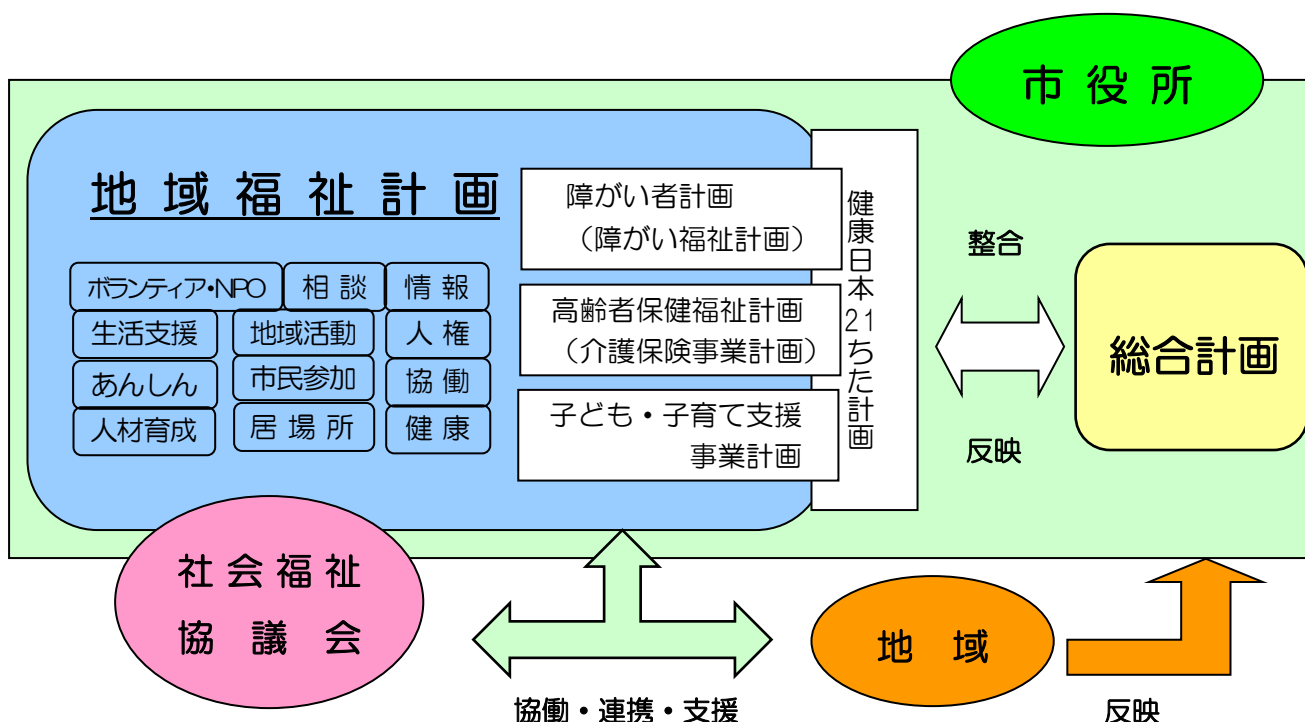
市民、コミュニティ、福祉事業者、当事者団体[※]、ボランティア団体、NPO[※]、社会福祉協議会、行政など地域にかかわるすべての力を合わせて、必要な福祉サービスの利用や、見守り・助け合いなどの支え合い活動を通じ、温かみある安心して暮らせる地域社会を築いていくために、その指針となる第3次知多市地域福祉計画（以下「本計画」といいます。）を策定します。



1-2 計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

知多市地域福祉計画は、社会福祉法第107条*の規定を根拠とし、同法第4条*の規定のとおり、地域福祉を推進するための計画で、市全体の基本方針を定める第5次知多市総合計画の基本理念のもと、その保健・福祉分野の対象者（分野）毎の課題などの固有の施策ではなく、対象者（分野）が共有する課題を解決するための地域組織、専門機関を交えた総合的な福祉の方策を示すものです。



2 計画の期間

計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

1-3 福祉圏域と自助・互助・共助・公助

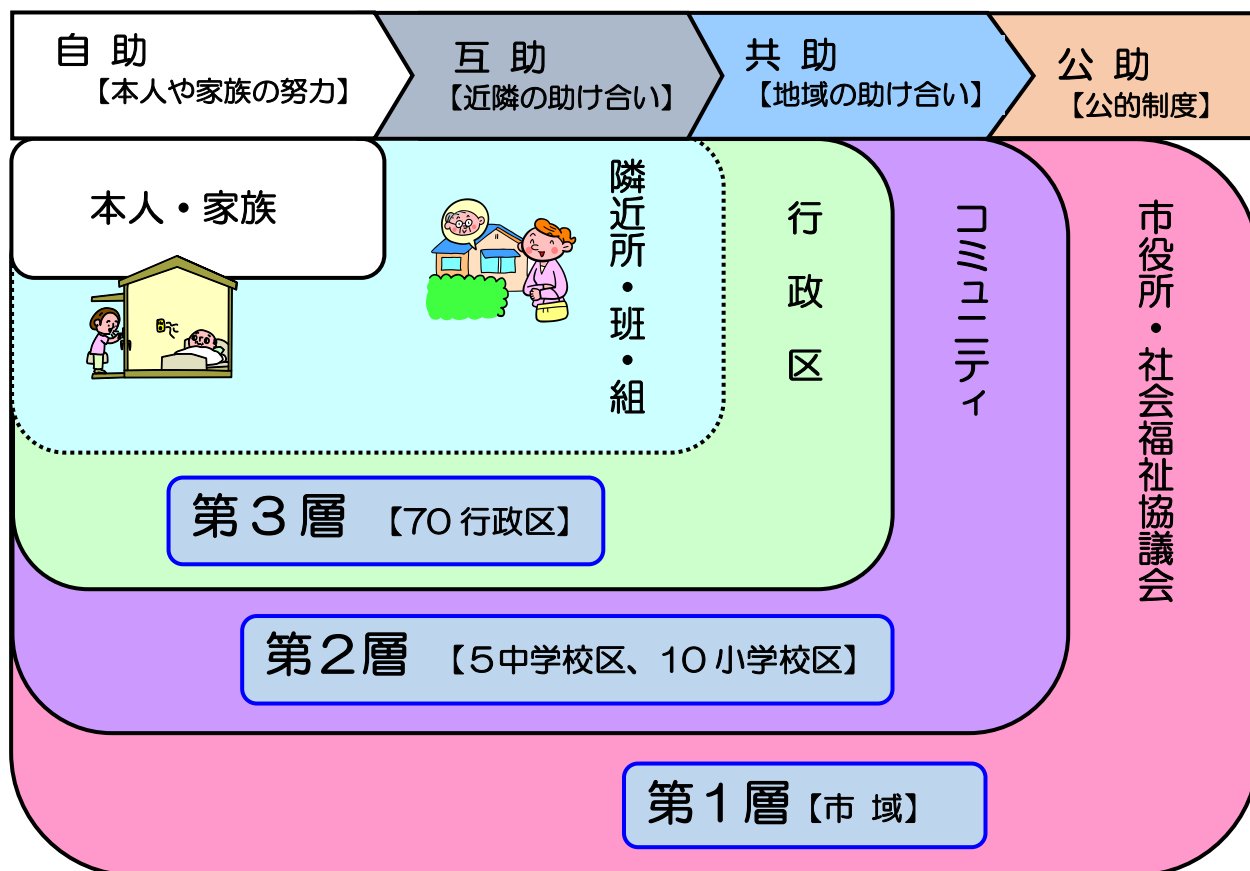
1 重層的な福祉圏域の考え方

地域福祉を効果的に推進するためには、市全体の大きな圏域（第1層）を捉えた総合的・広域的な福祉サービスの提供体制から、小中学校区などの日常生活圏域（第2層）、また、もう少し身近な行政区単位の圏域（第3層）まで、それぞれの圏域に応じた機能や役割を整備していくことが重要です。

2 地域福祉の推進における自助・互助・共助・公助の位置づけ

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるためには、地域全体での取り組みが重要となります。

まず、自分自身や家庭でできることは自分たちで取り組む「自助」、また、近隣同士が助け合う「互助」も活用し、それでも解決できないことは地域で助け合う「共助」、さらに行政などでなければできないことは、行政や公的機関が支援を行う「公助」という連携が大切です。



1-4 基本理念・基本目標

1 基本理念

第5次知多市総合計画では、「自立」「つながり」「挑戦」の3つの基本理念を掲げ、「笑顔つながる いきいき 緑園都市」を将来像に、自然と調和した快適な生活環境の中で、市民が幸せを感じ、支え合う中で、いきいきと活動できる緑園都市をめざしています。

また、総合計画の健康福祉分野では、市民が健康にいきいきと暮らし、次世代を担う子どもたちが元気に生まれ育つ、「健やかなまち」や子育てや介護などを地域全体で支え合い、誰もが自立し、安心して暮らすことのできる「あたたかいまち」をめざしています。

子どもも高齢者も 障がいのある人もそうでない人も
本計画の理念を すべての人が安心して暮らせるよう
共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり
と定めます

日々の暮らしの中で生じる様々な問題を解決していくため、市民、コミュニティ、福祉事業者、当事者団体、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会、行政など、地域にかかわるすべての力を合わせ、“共に支え合い”ながら“住み慣れた地域で 安心して暮らせるまちづくり”を進めていくものです。

2 基本目標

基本理念の実現をめざして、次の5つを基本目標として定めます。

(1) 市民本位の福祉サービス

支援を必要とする人が、各種福祉サービスを適切に活用できる仕組づくりが必要です。多様な福祉サービスを通じて市民が安心して暮らすことができるよう、情報提供、総合相談、権利擁護、福祉教育を推進します。

(2) 市民の支え合い活動の活性化

地域福祉を実現するには、市民がお互いに理解し合い、交流し、地域の課題解決に取り組む意識を持つことが必要です。市民が隣近所・地域でのつながりを大切にし、支え合い活動を広げられるよう、活動の場づくり、意識啓発に努めます。

(3) 誰もが参加できる健康・生きがいづくり

地域において、子どもから高齢者まですべての世代が健康でいきいきと暮らせるための環境づくりと意識づくりを推進します。

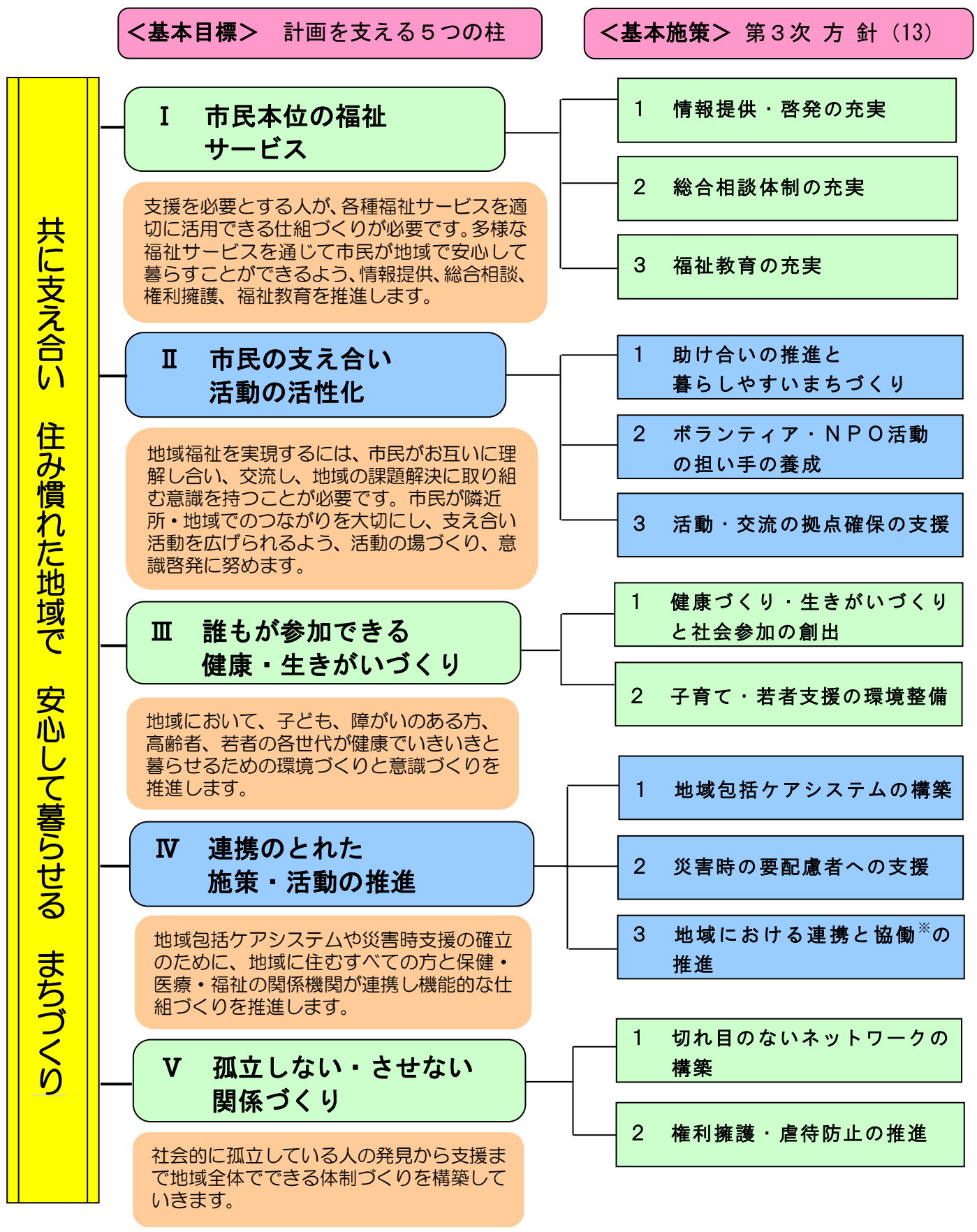
(4) 連携のとれた施策・活動の推進

地域包括ケアシステム^{*}や災害時支援の確立のために、地域に住むすべての方と保健・医療・福祉の関係機関が連携し、機能的な仕組づくりを推進します。

(5) 孤立しない・させない関係づくり

社会的に孤立している人の発見から支援まで、地域全体でできる体制づくりを構築していきます。

1-5 施策の体系



第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状

1 人口及び世帯数の推移と推計

昭和45年の市制施行以降伸び続けていた人口も、国立社会保障・人口問題研究所によると平成27年をピークに減少に転じると推計がなされています。

一世帯当たりの人数も昭和45年は4.25人であったものが以降減少を続け、平成27年10月1日現在、2.48人まで減少し、世帯の少人数化が進んでいます。

一方、老年人口（65歳以上の人口）の割合である高齢化率[※]は、昭和60年に高齢化社会[※]の基準である7%を超えると、平成15年に高齢社会[※]の基準の14%、平成24年には超高齢社会[※]の基準である21%を超え、平成27年10月1日現在では、高齢化率25.1%となり、年少人口（0～14歳の人口）や生産年齢人口（15～64歳の人口）の減少とは裏腹に、今後ますます高齢化が進むと思われます。

また、平成27年10月1日現在の年齢別では、40～44歳と65～69歳の年齢層が多く、5～10年の間には75歳以上の後期高齢者が急激に増加することとなり、あわせて要介護者数も増加するものと推測されます。

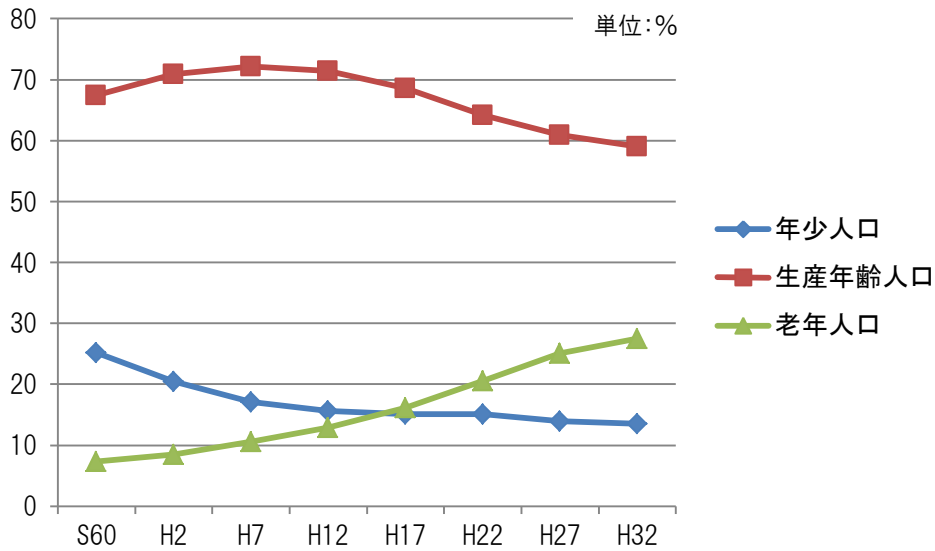
知多市の人口と世帯数の推移（各年10月1日現在）

（単位：人、%、世帯）

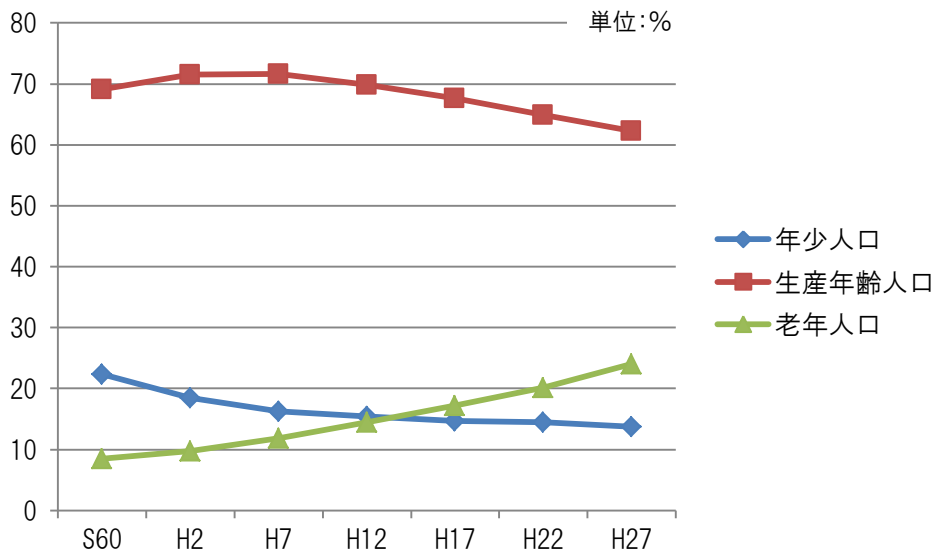
| | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 |
|----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総人口 | 70,013 | 75,433 | 78,202 | 80,536 | 83,373 | 84,768 | 85,948 |
| 年少人口 （0～14歳） /構成比 | 17,668 25.2 | 15,496 20.5 | 13,339 17.1 | 12,591 15.6 | 12,630 15.1 | 12,779 15.1 | 12,068 14.0 |
| 生産年齢人口 （15～64歳） /構成比 | 47,217 67.4 | 53,476 70.9 | 56,459 72.2 | 57,528 71.4 | 57,203 68.6 | 54,431 64.2 | 52,349 60.9 |
| 老年人口 （65歳以上） /構成比 | 5,121 7.3 | 6,367 8.5 | 8,299 10.6 | 10,385 12.9 | 13,465 16.2 | 17,454 20.6 | 21,531 25.1 |
| 総世帯数 | 19,574 | 22,061 | 24,664 | 27,113 | 29,839 | 31,263 | 34,627 |
| 1世帯当たり人数 | 3.58 | 3.42 | 3.17 | 2.97 | 2.79 | 2.71 | 2.48 |

資料：H22までは国勢調査数値（総人口には年齢不詳を含む。）、H27は住民基本台帳数値

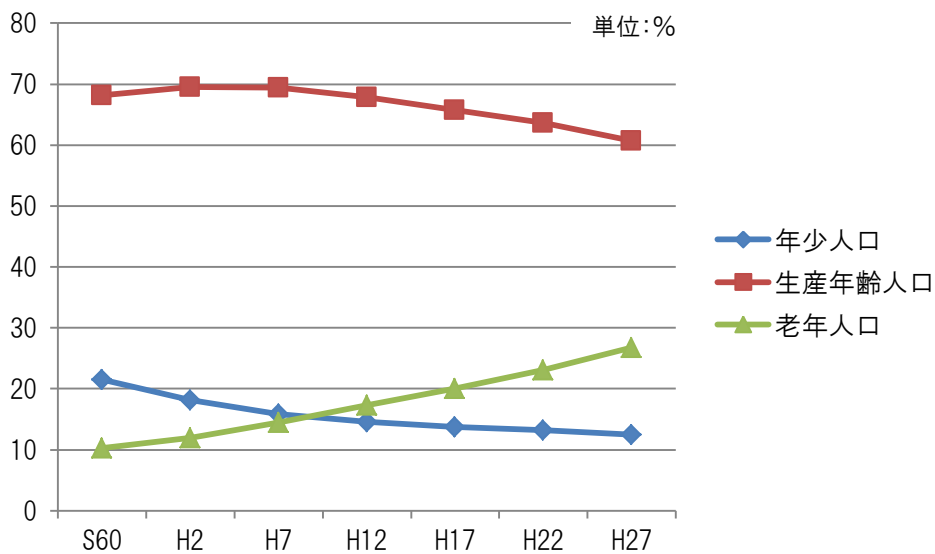
知多市の年齢（3区分）構成比の推移（各年10月1日現在）



愛知県の年齢（3区分）構成比の推移（各年10月1日現在）

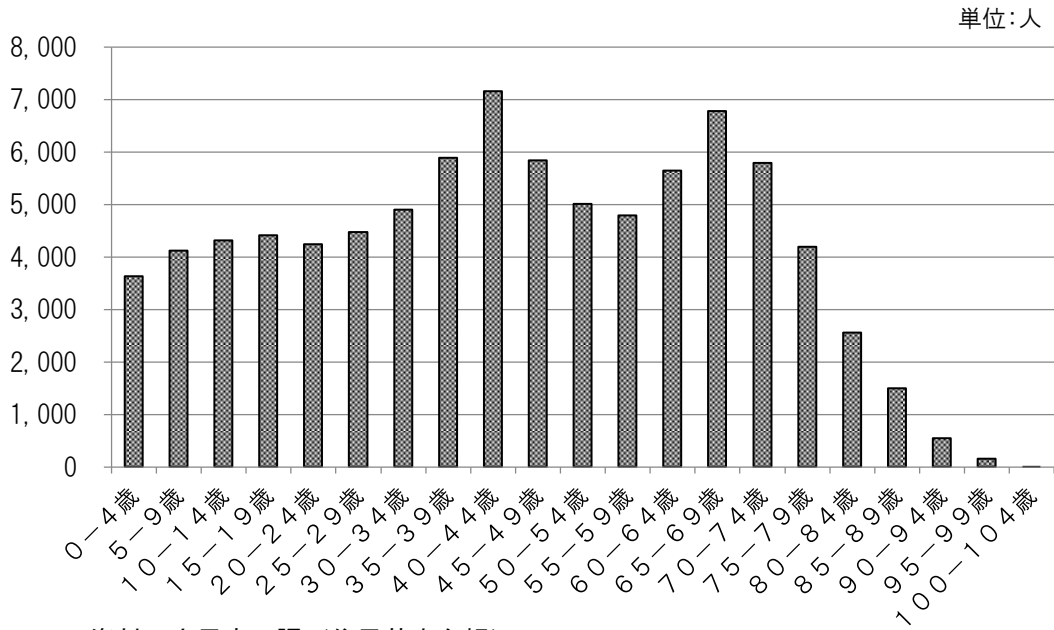


全国の年齢（3区分）構成比の推移（各年10月1日現在）



資料：H22までは国勢調査数値。H27は知多市：住民基本台帳数値、愛知県・全国：国立社会保障・人口問題研究所推計値。H32は知多市のみ掲載：国立社会保障・人口問題研究所推計値

知多市の年齢別人口（平成 27 年 10 月 1 日現在）



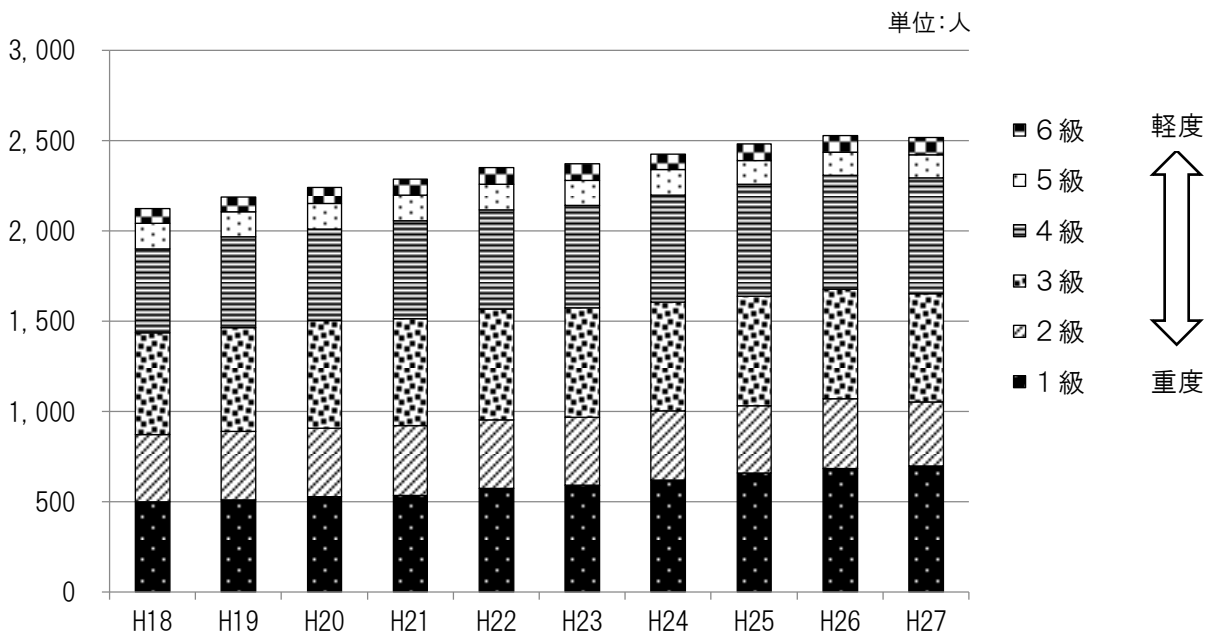
資料：市民窓口課（住民基本台帳）

2 社会福祉の概況

(1) 障がい者数の推移

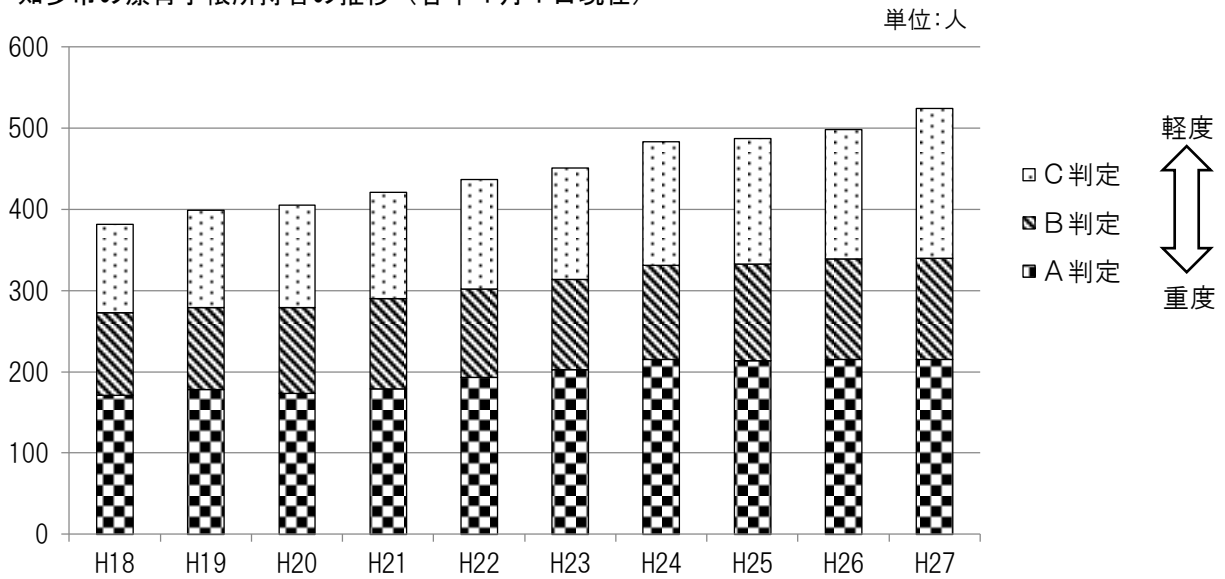
身体障害者手帳※、療育手帳※、精神障害者保健福祉手帳※の所持者は、年々増加する傾向にあります。

知多市の身体障害者手帳所持者の推移（各年 4 月 1 日現在）



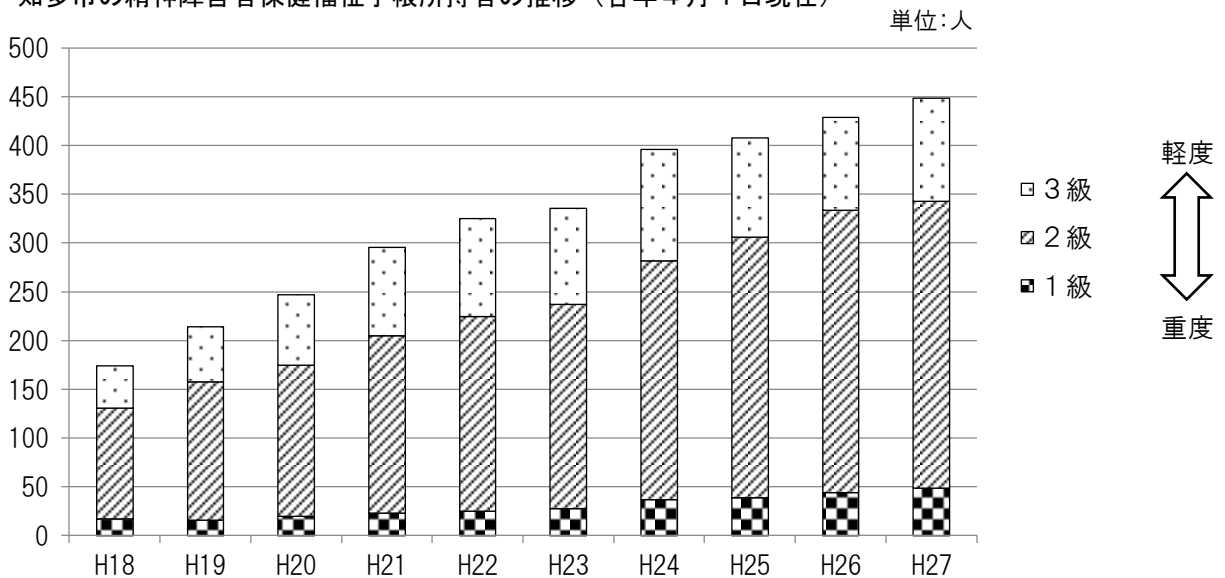
資料：福祉課

知多市の療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



資料：福祉課

知多市の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

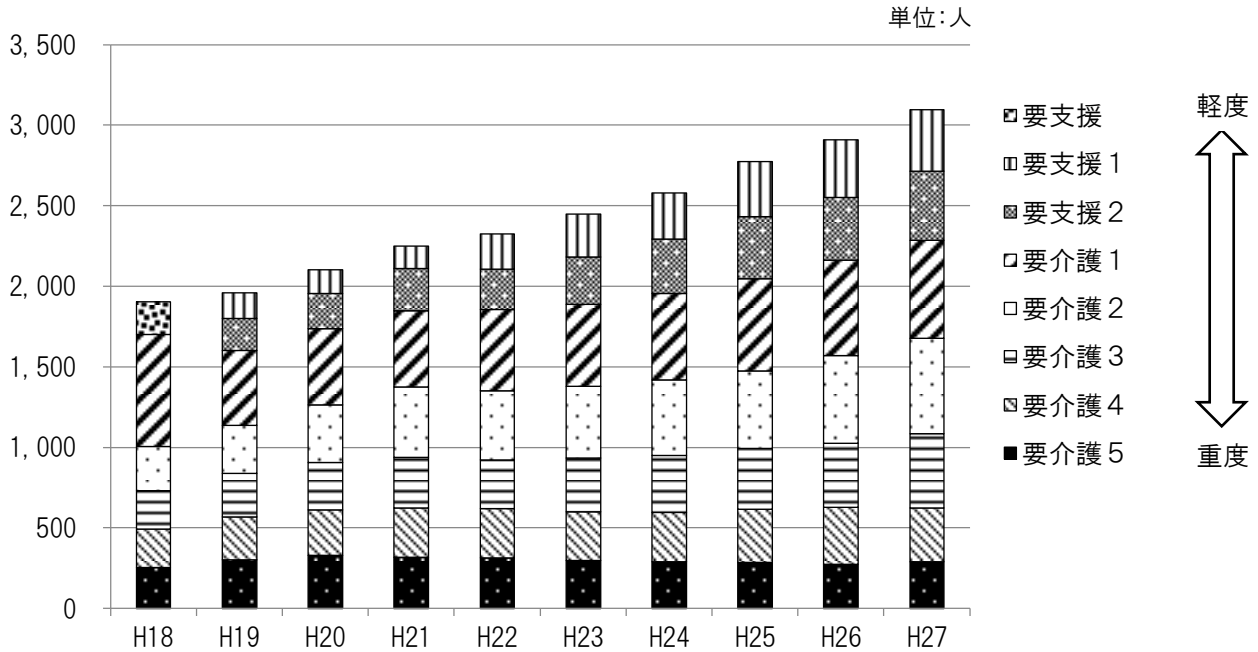


資料：福祉課

(2) 要支援・要介護^{*}認定者数の推移

高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認定率共に増加しており、今後この傾向は変わらないと思われま。

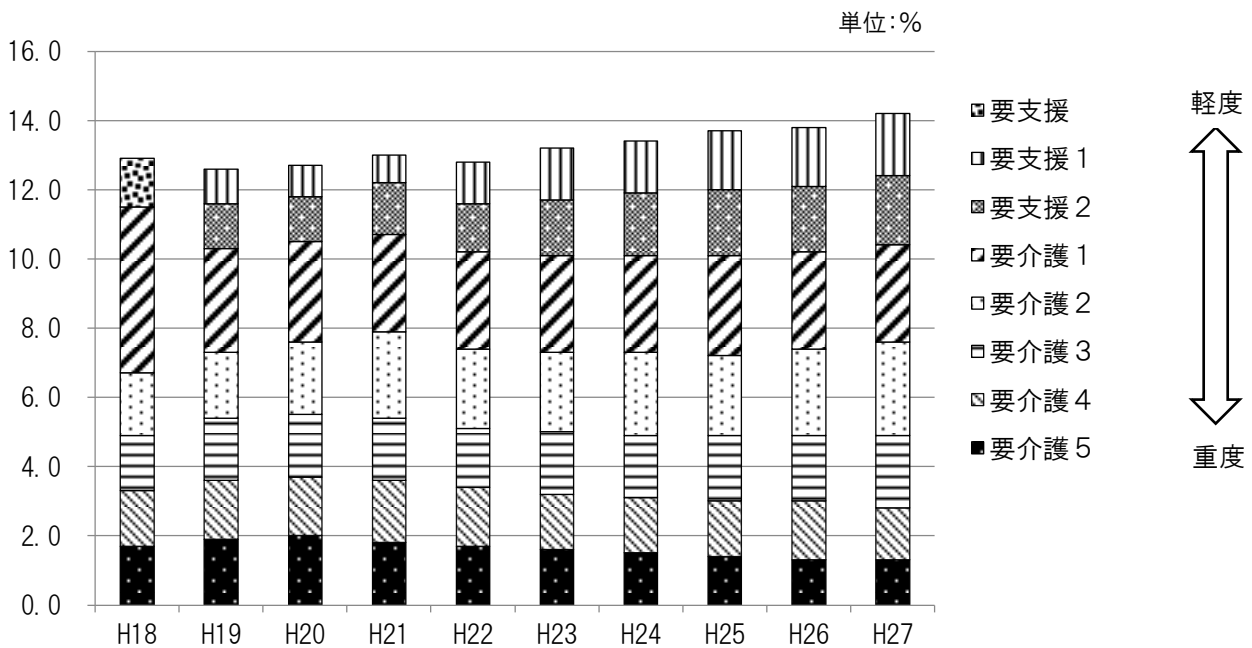
知多市の要支援・要介護認定者数の推移（各年3月31日現在）



※平成 18 年度の介護保険法改正により、平成 18 年度 4 月 1 日以降の新規認定および更新認定からそれまでの要支援は要支援 1 に、要介護 1 は要支援 2 または要介護 1 に分けられました。

資料：知多北部広域連合*

知多市の要支援・要介護認定率の推移（各年3月31日現在）



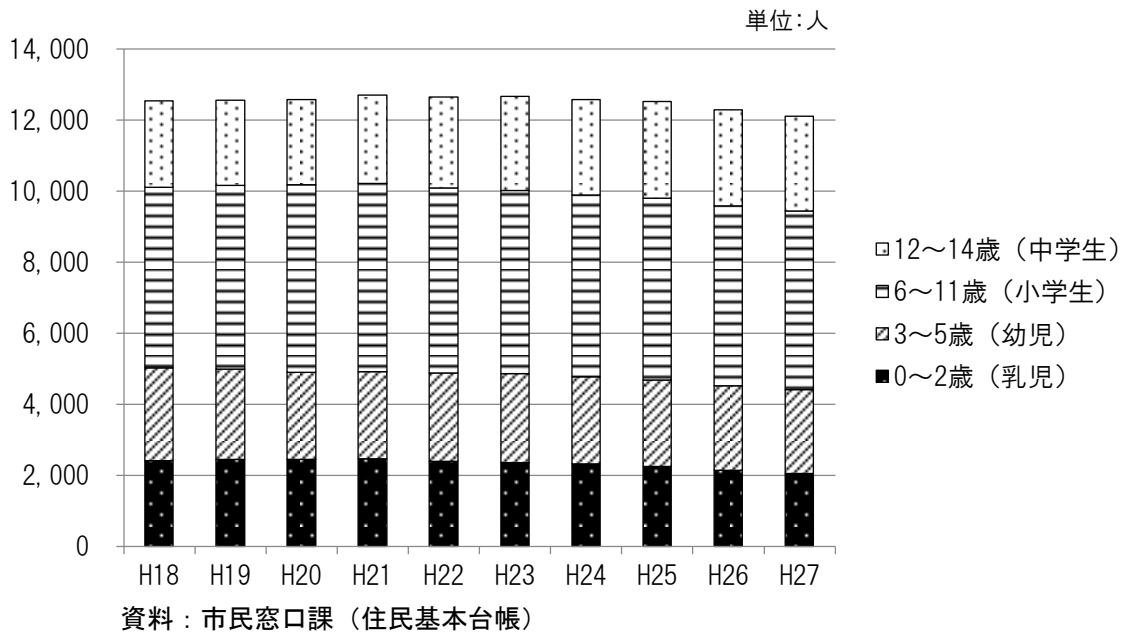
認定率：65 歳以上の認定者数 ÷ 65 歳以上の介護保険被保険者数 × 100

資料：知多北部広域連合

(3) 子どもの数の推移

乳児から中学生までの子どもの数については、年々減少する傾向にあります。

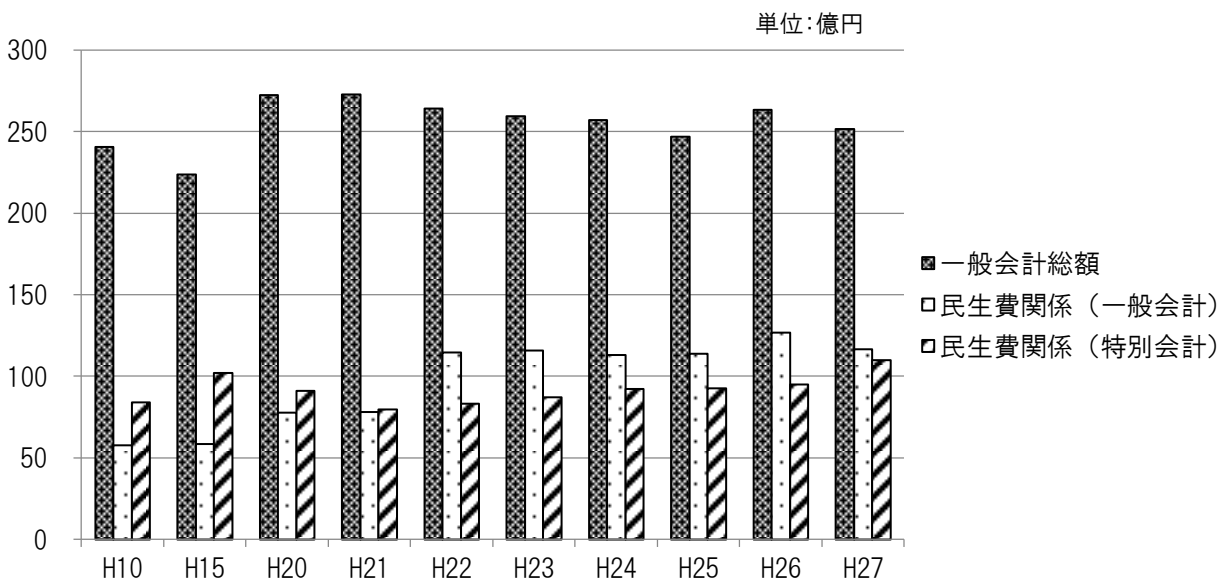
知多市の年齢別の子ども数の推移（各年4月1日現在）



3 予算の状況

本市における一般会計の予算は、平成10年度と平成27年度を比較してもその伸びは4.5%であるのに対し、一般会計の民生費関係予算は約2倍に増えています。また、同様に特別会計の民生費関係予算も平成10年度と平成27年度の比較では、約1.3倍となっています。

当初予算



※一般会計の民生費関係は、社会福祉費、児童福祉費、若者女性支援費、生活保護費、保険医療費、国民年金費、保健衛生費の合計

※特別会計の民生費関係は、H10：国民健康保険事業費、老人保健医療事業費、訪問看護事業費の合計 H15：国民健康保険事業費、老人保健医療事業費の合計 H20～22：国民健康保険事業費、老人保健医療事業費、後期高齢者医療事業費の合計 H23以降：国民健康保険事業費、後期高齢者医療事業費の合計

2-2 社会福祉資源の概況

1 福祉関係施設

市内の公共施設で、主な福祉関係施設は次のとおりです。

- ① 市民活動センター
(総合ボランティアセンター)
- ② 児童センター(ふれあいプラザ内)
- ③ 青少年会館
- ④ 子育て総合支援センター※
- ⑤ 児童発達支援センターやまもも園
- ⑥ 老人福祉センター
- ⑦ 八幡福祉会館
- ⑧ 東部福祉会館
- ⑨ 岡田福祉会館
- ⑩ 福祉活動センター(社会福祉協議会、高齢者相談支援センター※(包括支援センター)、知多地域成年後見センター※)
- ⑪ 南粕谷デイサービスセンター
- ⑫ 保健センター



2 福祉関係団体等

(1) 民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって、担当地区内の実情を常日ごろから把握し、地域住民に対する的確な保護指導に関する職務を行い、社会福祉の増進に努めています。

平成27年4月1日現在の民生委員児童委員^{*}は107人、主任児童委員は11人で、総数で118人となっています。

平成元年12月1日から各中学校区に民生委員協議会を組織（地区民協）し、それぞれの地区民協で、各地区の実情・実例を話し合い、当事者に側面から支援・援助できるよう活動しています。

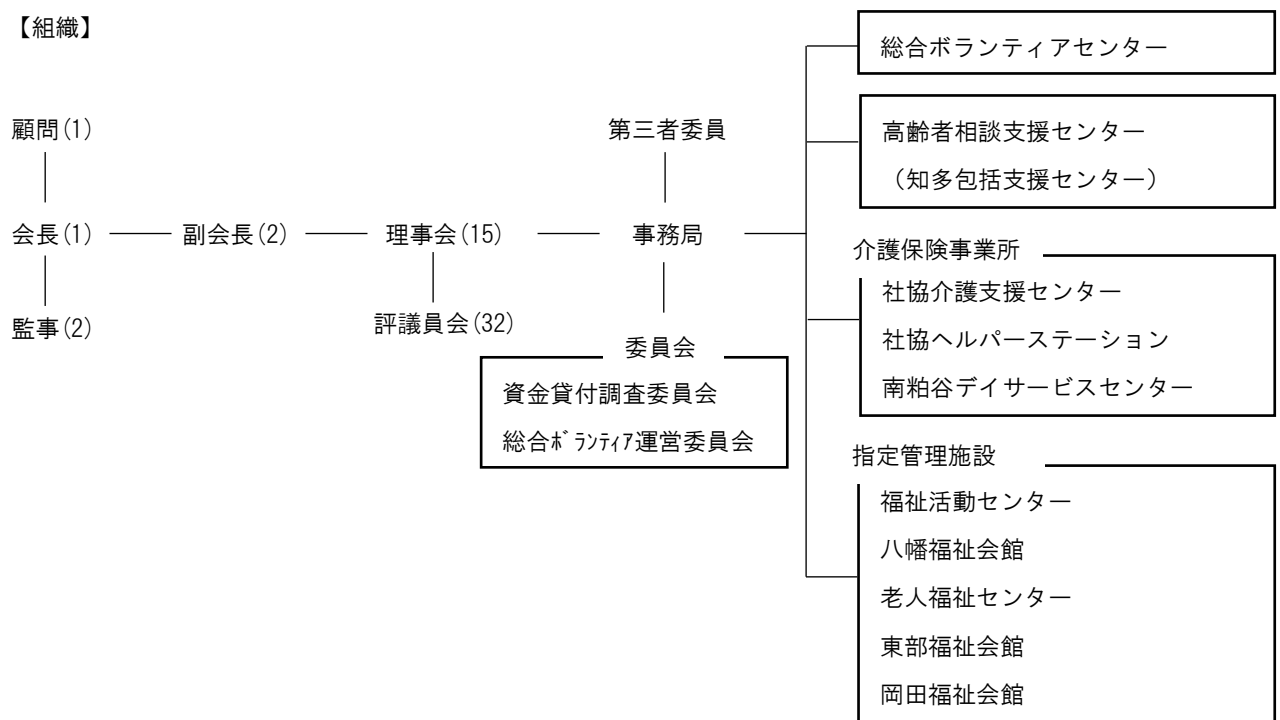
(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられています。

地域の人々が抱えている様々な生活課題を地域全体の問題として捉え、関係機関と連携し、地域見守りシステムの確立や具体的な福祉サービスの企画・実施を行うとともに、多様なボランティア活動の推進を行う総合ボランティアセンターを運営しています。

また、市民の在宅生活を支援するため、高齢者相談支援センターの運営、ケアプラン^{*}の作成や訪問介護^{*}・通所介護^{*}などの介護保険事業も行っています。

【組織】



会員の推移

(各年度3月31日現在)

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般会員(世帯) | 17,882 | 17,827 | 17,615 | 17,460 | 17,293 |
| 特別会員(人) | 563 | 604 | 604 | 613 | 600 |
| 法人会員(社) | 214 | 213 | 209 | 207 | 200 |

平成 26 年度の主な事業

あんしんとなり組[※]・災害時要援護者支援事業／ふれあい・いきいきサロン[※]事業／移送サービス事業／福祉機器リサイクル事業／車いす貸出し事業／家具等転倒防止事業／資金貸付事業／青少年居場所づくり事業／精神障がい者社会参加支援事業／自助具製作支援事業／日常生活自立支援事業[※]／第 17 回福祉フェスティバルの開催／福祉教室（福祉協力校）の実施／視覚障がい者情報提供事業／地区コミュニティへの福祉活動助成／ひきこもり・不登校社会生活支援事業／発達障がい児社会参加支援事業／特別支援教育を考える交流会／社協だより「ちたのふくし」の発行／総合ボランティアセンターの運営／居宅介護支援、訪問介護、通所介護の実施／高齢者相談支援センターの運営／高齢者虐待相談センター[※]事業受託（一部）／各種団体事務局

(3) 市民活動センター、総合ボランティアセンター

市民活動センターは、市民活動の支援機能を持つ組織、団体が拠点を置き、市民活動に関する学習からボランティアやNPO活動の推進まで、様々な活動を応援する市民が市民を育てる市民活動の総合拠点です。

総合ボランティアセンターは市民活動センター内にあり、福祉・教育・文化・環境・災害など幅広いボランティア活動の支援体制、情報発信・交流の拠点として、社会福祉協議会が実施主体となり市民活動・ボランティア活動の個人・団体、企業、行政などを結ぶ窓口機関です。機能としては、活動・学習の機会の提供、活動する住民への支援、総合推進・連絡調整、活動基盤の整備などを行っています。

登録ボランティアの推移

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 団体活動数 | 53 | 57 | 62 | 67 | 68 |
| 団体活動人数 | 864 | 949 | 1,037 | 1,094 | 891 |
| 個人活動人数 | 219 | 293 | 297 | 303 | 312 |
| 人数合計 | 1,083 | 1,242 | 1,334 | 1,397 | 1,203 |

平成 26 年度の主な事業

総合ボランティアセンター運営委員会の開催／青少年ボランティア・市民活動体験事業／ひきこもり支援ネットワーク推進委員会の開催／ひきこもり訪問サポーターフォローアップ事業／まちづくり人材育成事業「大人の学校」／ボランティアグループ協働事業／ボランティア連絡協議会活動助成事業／観光ボランティアフォローアップ事業／個人活動ボランティアとの意見交換会の開催／買物支援ボランティア派遣事業／市民とボランティアとの交流会の開催／災害ボランティアコーディネーター養成講座・フォローアップ講座の開催／ボランティア研修会の開催／傾聴ボランティア訪問支援事業／ちたミニ講座の開催／ボランティア活動保険の加入支援／情報誌「てんこ杜」の発行

(4) ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、誰もが「安心して、心豊かに暮らすことのできる人生」を送るため、仲間づくりやいきがづくりができる「ふれあい」の場です。

| | サロン名 | 場所 | 開催日時 | 参加費 |
|----|------------------------|---------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 1 | わいわい | 八幡福祉会館 | 第1火・第3金 10:00~15:00 | 1回200円/人 |
| 2 | 東部ふれあいサロン | 東部公民館 | 毎月第4木曜日 13:30~16:00 | 1回200円/人 |
| 3 | 大草さわやか会 | 大草集会所 | 毎月第2月曜日 13:30~15:30 | 無料 |
| 4 | ふれあいいきいきサロン 「うめサロン」 | 梅が丘・にしの台 合同集会所別館 | 毎月第3火曜日 13:30~16:00 | 1回100円/人 |
| 5 | ふれあいひろば「ゆう」 | 岡田字開戸30-4 | 毎週木曜日 10:00~15:00 | 1回1,000円/人 年会費2,000円 |
| | | | (男性の日) 第3火曜日 13:00~15:00 | 1回200円/人 年会費500円 |
| 6 | ゆいサロン | ゆいの会 | 毎週火・木曜日 10:00~15:00 | 1回2,100円/人 年会費3,000円 |
| 7 | サロンにしのだい | 梅が丘・にしの台 合同集会所 | 毎月第1月曜日 13:30~15:30 | 1回100円/人 |
| 8 | 南粕谷 元気会 | 粕谷台公民館 | 毎月第1・3木曜日 10:00~12:00 | 1回200円/人 |
| 9 | ふれあいサロン あさひ一区 | 日長一区公民館 | 毎月第2水曜日 10:00~12:00 | 1回100円/人 |
| 10 | ふれあいサロン あさひ三区 | 日長三区公会堂 | 毎月第3火曜日 10:00~12:00 | 1回100円/人 |
| 11 | 井戸端会議 ほっとホットぬくもりサロン | 寺本台集会所 | 毎月第4金曜日 10:00~14:00 | 1回100円 ~200円/人 |
| 12 | ひまわりサロン | 大興寺公民館 | 毎月第3水曜日 13:30~15:00 | 1回100円/人 |
| 13 | ぼかぼかサロン | 日長台公民館 | 毎月第3水曜日 13:30~15:00 | 1回100円/人 |
| 14 | ふれあいサロン「ひだまり」 | 八幡字新道69-1 | 毎月第1・3火曜日 10:00~12:30 | 1回200円/人 |
| 15 | いきいきサロン 若菜 | 南粕谷ハウス | 毎月第1日曜日 11:00~13:00 | 1回500円/人 |
| 16 | 佐布里サロン「いっぷく」 | 佐布里ダム記念館 | 毎月第4水曜日 13:30~15:30 | 1回100円/人 |

| | サロン名 | 場所 | 開催日時 | 参加費 |
|----|--------------------|---------------------|-------------------------------------|----------|
| 17 | サロン「2・3 うさぎ」 | 梅が丘・にしの台 合同集会所 | 毎月第3金曜日 13:30~15:00 | 1回100円/人 |
| 18 | 2丁目ふれあいサロン | つつじが丘2丁目15-10 | 毎週水曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 | 1回100円/人 |
| 19 | 新舞子台にこにこサロン | 新舞子台区民会館 | 毎月第3月曜日 9:30~11:30 | 1回100円/人 |
| 20 | 3丁目ふれあいサロン | つつじが丘3丁目6-7 | 毎月第4火曜日 13:30~15:30 | 1回100円/人 |
| 21 | 朝倉団地 ふれあいいいきサロン | 朝倉団地 19号棟Eラウンジ | 毎週火・木・土曜 日 10:00~16:00 | 無料 |
| 22 | 健康サロンあゆみ | つつじが丘3丁目1-6 高橋様方 | 毎週火・木曜日 10:00~11:30 | 1回200円/人 |
| 23 | くつろぎサロン「新知」 | 新知公民館 | 毎月第1水曜日 10:00~12:00 | 1回100円/人 |
| 24 | つつじが丘3ハウス | つつじが丘3丁目6-7 | 毎週月~金曜日 9:30~12:00 | 1回100円/人 |
| 25 | 二管なごみサロン | 二管集会所 | 毎月第2・4金曜日 9:30~11:30 | 1回100円/人 |

平成27年4月1日現在

2-3 これまでの施策の主な取組と課題

第2次計画の取組と課題を、基本目標別に整理しました。内容は次のとおりです。

I 市民本位の福祉サービス

| | |
|----|---|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ① 各種広報誌（子育てきらきら通信、ちたのふくし、てんこ杜など）を年3～4回発行し情報提供を図りました。 ② 小中学校、老人クラブ、子ども会を始め様々な団体に出前講座[※]を実施し、福祉に関する学習の場を提供しました。 ③ 包括支援センターの連絡窓口として、各老人福祉施設に出張相談窓口を開設し相談体制の充実を図りました。 ④ 各種専門スタッフによる訪問相談や電話相談を実施し、子どもから高齢者まで幅広く対応しました。 ⑤ 要保護児童対策地域協議会や高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク委員会を中心に関係各機関と連携し、虐待防止に努めました。また、知多地域成年後見センターと連携し、制度の周知、支援を行いました。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉情報の提供については様々な媒体により実施され、内容もよりよいものとなってきていますが、情報の発信・啓発は絶え間なく進めていかなければなりません。 ② 出前講座などで学習する機会はあるものの、広く一般の理解を深めるためにも福祉教育を充実させることが必要です。 ③ 社会的な孤立に陥らないよう各種相談、支援する体制が望まれます。 |

II 市民の支え合い活動の活性化

| | |
|----|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ① ふれあい・いきいきサロン、ひとり暮らし高齢者の交流会、精神障がい・発達障がい、ひきこもりの当事者や家族の居場所づくり事業を実施しました。 ② 子育て支援市民団体の活動や団体同士の連携を支援し、活動環境の整備を継続的に実施しました。 ③ 補助金制度を活用してボランティア団体が行う在宅福祉サービスなどの活動を支援しました。 ④ 災害時要援護者の避難支援体制づくりの普及・啓発を行い、体制づくりに取り組む地域に対し、災害時要援護者名簿を提供するなど支援しました。 ⑤ 子どもの発達を促し、多様な交流活動ができるよう常設型の親子ひろば[※]を実施しました。 |
|----|--|

| | |
|----|--|
| 課題 | <p>① サロンについては、市内にまだ未設置の地域がたくさんあります。高齢者を含めた異世代交流ができる場づくりをこれからも進める必要があります。</p> <p>② また、サロンは常設型で自主運営とすることにより、より地域に根差したものとすることが重要です。</p> <p>③ あんしんとなり組事業など平常時の「声かけ・見守り・安否確認」の実施を市内全域に普及、定着するよう進めなければなりません。</p> |
|----|--|

Ⅲ 誰もが参加できる健康・生きがいつくり

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>① 「大人の学校」事業により、退職した人のボランティア活動など生きがいつくりを支援しました。</p> <p>② 住宅リフォーム相談や改修費用の助成を行い、住宅環境の整備を進めました。</p> <p>③ 「健康と人の絆つくり隊」の活動を推進しました。</p> |
| 課題 | <p>① 自身の能力の活用や、生きがいつくりを支援するため高齢者の社会参加の機会を提供することが必要です。</p> <p>② 地域ぐるみでの子育て支援や「不登校」「ひきこもり」などの若者を支援する環境整備が必要です。</p> |

Ⅳ 連携のとれた施策・活動の推進

| | |
|----|---|
| 取組 | <p>① 介護予防教室など保健・福祉分野の連携による事業の推進を図りました。</p> <p>② 福祉・医療などの事業者と必要に応じてケース検討会を実施しました。</p> <p>③ 福祉協力校として市内小中学校 15 校を指定し福祉実践教室を開催しました。</p> |
| 課題 | <p>① 「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を進めなければなりません。</p> <p>② 災害時要援護者に対する支援体制を地域と共に確立しなければなりません。</p> |

第3章 地域福祉施策の推進

基本目標 Ⅰ 市民本位の福祉サービス

基本施策 Ⅰ－1

情報提供・啓発の充実

現状と課題

福祉意識を醸成し、地域福祉を推進する上で最も重要である地域住民の理解を促進するため、様々な取組を行っています。急速な高齢化に伴い、介護の大きな課題のひとつとして今後増加が予想される認知症があり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、その症状や見守りについての理解を深める取組が求められます。

一方、障がい者福祉に関する市民アンケートにおいて、障がいや障がいのある人への理解が難しいなどの意見があり、地域に障がいのある人のためのサービス情報が届いていないことが分かりました。

障がい者施策では、障害者権利条約の批准、障害者基本法や障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の制定などが進められ、新しい考え方や制度の周知を図っていく必要があります。地域への情報発信は重要な課題です。

また、高齢者を始め、障がい者、児童、若者の各分野において、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、地域包括ケアシステムの構築が掲げられ、地域ぐるみの取組が求められています。

子育て施策は、様々な問題や課題に対して行政、企業、学校、地域の人々などが、「子育ては社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識を持つ必要があります。

このような状況にあって、市民一人ひとりが地域福祉の主役となって取り組んでいくためには、地域ぐるみで課題や地域福祉活動の必要性を理解し、共有していくことが必要であり、あらゆる機会を活用して情報提供・啓発を進めていくことが重要となります。

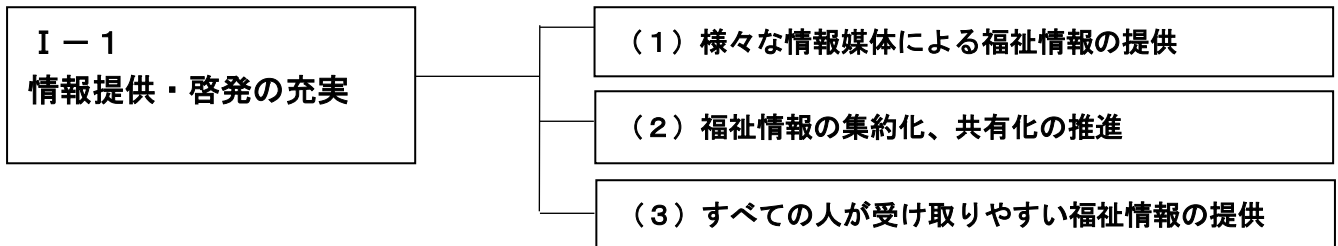
施策方針

- ① 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど、様々な媒体を活用し、福祉に関する情報や制度を市民に分かりやすくPRします。
- ② 総合ボランティアセンターにおいて、ボランティアの活動内容の紹介やボランティアの募集情報などを機関紙に掲載し、ボランティア情報の発信に努めます。
- ③ 身近な地域福祉活動を紹介することにより地域づくりへの参加意欲を高めることが期

待できることから、マスメディアへの福祉に関する情報提供に努めます。

- ④ 市民の福祉意識を高め、地域福祉活動への参加の動機づけとなるよう、福祉フェスティバルを始め、様々なイベント、講演会などを、関係機関・団体と協力して開催します。
- ⑤ 聴覚や視覚に障がいのある人、外国人への情報活用の利便性をさらに図るために、手話通訳者の適正な配置と要約筆記者の養成、音声・点字による情報媒体の活用、外国人向けの資料作成の推進を図ります。

施策体系



推進施策・事業

(1) 様々な情報媒体による福祉情報の提供

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|------------------|
| 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、パンフレットのほか関係団体やコミュニティを通して情報を提供しています。 | 引き続き、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、フェイスブックなど、様々な媒体を活用し、福祉に関する情報や制度を市民に分かりやすく発信していきます。 | 秘書広報課 社会福祉協議会 |
| 徘徊高齢者等あんしんネットワーク推進委員会を開催し、ちた・あんしん見守りネット（FAX送信、メルマガ [*] の配信）を構築しています。 | ちた・あんしん見守りネットを強化するために、認知症に関する出前講座の開催と地域住民、企業とさらに連動し、認知症の理解促進の情報発信を行います。 | 福祉課 |

(2) 福祉情報の集約化、共有化の推進

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|---|
| ボランティア・NPO、子育て、介護などの情報を市民活動センター、子育て総合支援センターにおいて集約し地域ぐるみで共有するための仕組づくりを進めています。 | 市民の福祉意識をさらに高めるため、地域福祉活動への参加の動機づけとして、市民活動センター、子育て総合支援センター、若者支援センター（青少年会館）などの機能の充実や産業まつりを始め、様々なイベント、講演会を、関係機関・団体と協力して開催します。 | 市民協働課 若者女性支援室 子育て総合支援センター 福祉課 高齢者相談支援センター 総合ボランティアセンター |

(3) すべての人が受け取りやすい福祉情報の提供

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|---|--------------------------------|
| ボランティア団体の協力を得て、情報の点訳・音訳、手話、要約筆記などを推進するための環境整備、人材育成をしています。 | 引き続き、ボランティア団体の協力を得て、音訳・点訳、手話、要約筆記などの情報保障 [※] の充実に努めます。 また、利用者の利便性の向上のためにデジタル化も積極的に行います。 | 社会福祉協議会 総合ボランティアセンター 福祉課 |
| 外国語に翻訳した生活ガイドブック、保育園入所関係書類の翻訳などの配布を通じて、市内在住の外国人に対して、地域生活に役立つ情報や町内会等の情報の提供を行っています。 | 市内在住の外国人が地域の一員としての生活ができ、また、町内会活動などに参加しやすくなるように、外国語版の生活情報や地域情報の提供に努めます。 | 市民協働課 幼児保育課 |



基本施策
Ⅰ－２

総合相談体制の充実

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常生活にかかわる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

しかし、単身世帯や核家族世帯、高齢者のみの世帯などが増加し、世帯が小規模化し、高齢者や子育て家庭などと地域とのつながりが無くなり、その人が抱えている困りごとが市、社会福祉協議会、相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例が問題となっています。

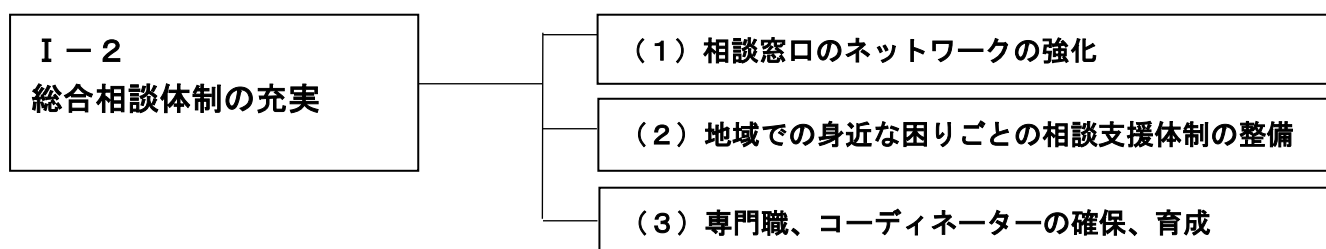
高齢者では高齢者相談支援センター、子育てでは子育て総合支援センターや地域ぐるみの子育て広場、障がい者では障がい者総合支援センター、DV※相談に関することは若者女性支援室、健康に関することは保健センターなどが対応しており、相談を専門職につなげる体制が分野ごとにできています。

しかし、今後、複雑、多様化する相談ニーズに迅速に対応するには、窓口を広く市民に周知するとともに、日ごろ、福祉にかかわりが少ない市民のちょっとした困りごとについて気軽に相談できる場をつくることが求められます。

施策方針

- ① 困りごとを抱えている人が、市役所や各専門相談機関へ問題が複雑化する前に相談できるように、相談窓口のネットワークの強化を図ります。
- ② 地域における多様な生活課題を把握し対応するため、市民が困りごとを気軽に相談できる環境づくりを進めます。
- ③ 専門相談機関において、複雑化する課題を解決するために、他の分野を含め様々な機関と連携する専門職やコーディネーターを適切に配置します。

施策体系



(1) 相談窓口のネットワークの強化

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|---------------------|
| DV相談は、NPOなどの活動を始め、各相談窓口がケースに応じて連携して役割分担や業務協力をしています。 | DV基本計画に基づいて、関連機関や団体との連携強化をさらに進めます。また、NPOによって実施されている相談事業の周知に努めます。 | 若者女性支援室 市民協働課 |
| 高齢者相談支援センターの連絡窓口として、各老人福祉施設をランチ機能として対応しています。 | 引き続き、高齢者相談支援センターの周知を図るとともに、居宅介護支援事業所 [※] やコミュニティと連携し、困りごとの早期発見ができる体制づくりを検討します。 | 福祉課 高齢者相談支援センター |
| 子育て支援や児童発達支援は個別のケース会議、児童虐待防止は要保護児童対策地域協議会、ひきこもりなどの若者の支援は若者支援地域協議会を開催し、それぞれ情報の共有と適切な支援に努めています。 | 子育て総合支援センターを中心に、関係機関と連携して、利用者支援事業や訪問指導などにより、子育て家庭への支援を充実します。また、ひきこもり支援として若者サポート相談から関係機関へつないでいける機会や場を強化します。 | 子ども若者支援課 若者女性支援室 |
| 健康に関する相談を保健師や管理栄養士、歯科衛生士などが面接、電話で健康に関する相談に応じています。 | 不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるように、相談の機会を確保します。 | 健康推進課 知多保健所 |

(2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の整備

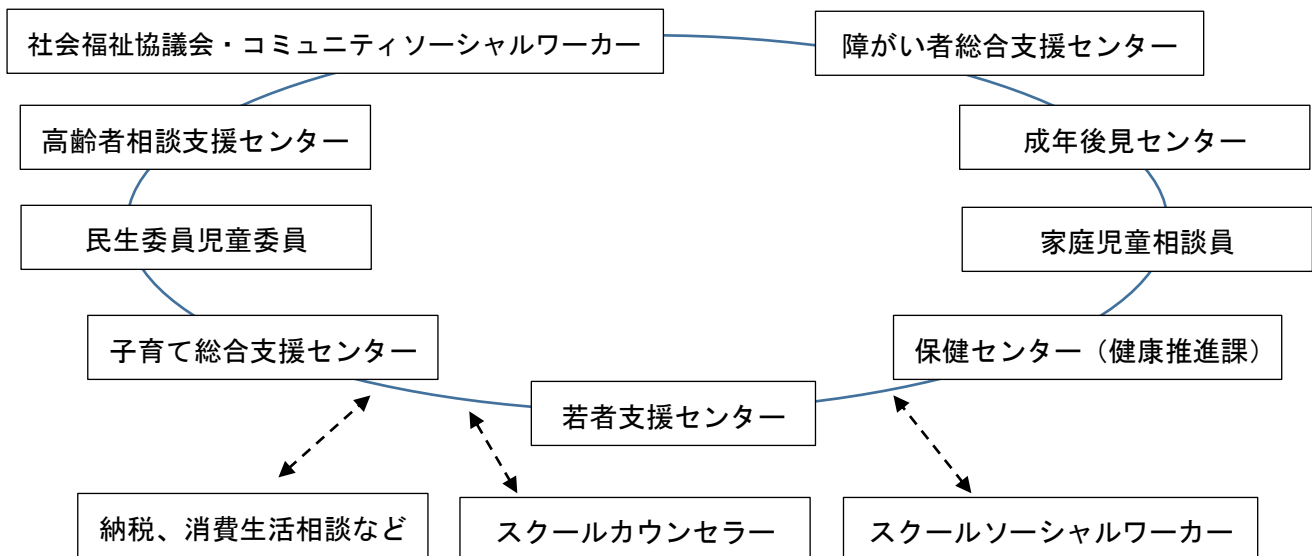
| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|---|---|
| コミュニティ、町内会の活動において住民同士の見守り活動「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」の展開の中で、地域の中で相談できる機会を増やすとともに、適切な相談窓口へつなげるよう支援しています。 | 地域の要援護者などの実態把握や声かけ、関係機関との連携体制を強化できるように、住民が気軽に集える場の整備を支援します。 | 福祉課 社会福祉協議会 市民協働課 防災危機管理課 消防本部予防課 |
| 身近な相談相手として、民生委員児童委員の存在や役割を住民に周知するために、市、社会福祉協議会、コミュニティなどの広報紙を活用して、活動を定期的に紹介しています。 | 今後も広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を受けた民生委員児童委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。 | 福祉課 子ども若者支援課 幼児保育課 健康推進課 社会福祉協議会 高齢者相談支援センター 障がい者総合支援センター |

(3) 専門職、コーディネーターの確保、育成

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|----------------|
| 各分野で人材の確保・育成に努め、専門職によるきめ細やかな相談体制を推進しています。 | 引き続き、各分野での人材確保・育成に努めるとともに、専門職、事業所、住民などの連携を充実させるコーディネーターとしてのコミュニティソーシャルワーカーを計画的に配置していきます。 | 社会福祉協議会 福祉課 |

【総合相談体制の将来的イメージ図】

相談をしたい人が、最初にどの窓口に行っても同じような支援を受けられるよう、必要に応じて関係者で構成する個別ケア会議を設置



参考資料

【コミュニティソーシャルワーカーの位置づけ】

コミュニティソーシャルワーカーとは、地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門的知識を有するスタッフのことを指し、2つの役割があります。

- ① 様々な福祉制度やサービスが充実しつつある中でも、それらの網の目からもれて支援が必要な方の相談にのり、関係機関・団体や地域の方々とつながりを持ちながら問題解決に向けて当事者と共に歩んでいく役割
- ② 地域でバラバラに活動している各種活動団体や地域で何か活動してみたいと思っている市民を横につなぎ、地域全体の福祉力を高めていく役割

支援方法は、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関などと連携し、調整します。

厚生労働省：これからの地域福祉のあり方に関する研究会地域における「新たな支え合い」の概念から抜粋

基本施策
Ⅰ－3

福祉教育の充実

現状と課題

地域における支え合いを浸透させるには、住民の地域福祉に対する啓発と理解の促進が重要です。市や社会福祉協議会のホームページ、広報紙等を通じた地域福祉に関する情報提供、講演会や講座などを通じた福祉学習と地域福祉の啓発をしています。また、学校における福祉学習の推進のため、社会福祉協議会において福祉協力校を指定し、福祉教育活動を行っています。

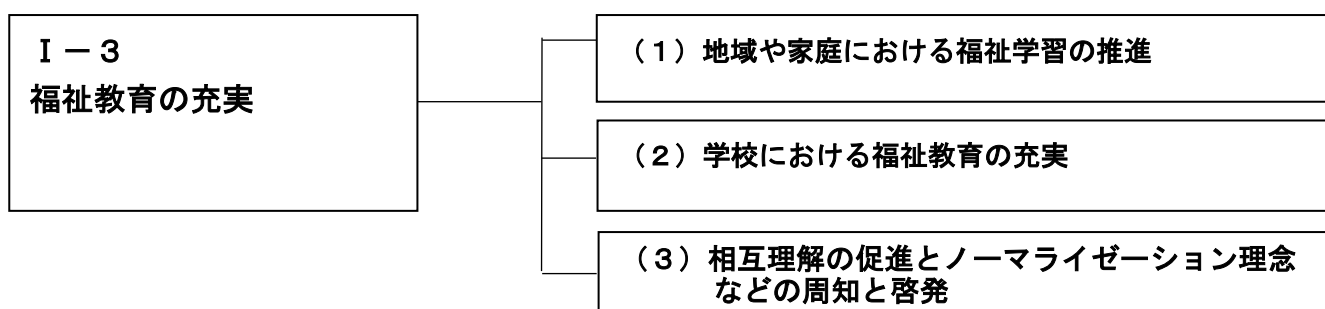
さらに、住民一人ひとりがあたたかい思いやりのこころを持ち、お互いに支え合って生活する風土を育むため、福祉フェスティバルや多文化共生事業などを通じて、年齢や国籍、文化、習慣の違いや障がいの有無などのお互いの立場を超えた相互理解の推進と差別や偏見なく地域で普通の暮らしを送るというノーマライゼーション※理念の浸透を図っています。

今後とも、住民の福祉への理解を深め、地域福祉活動を支える人材を育てていくため、地域や家庭、学校における福祉学習やイベントを通じた地域福祉の啓発やユニバーサルデザイン※などの理解を推進することが必要です。

施策方針

- ① 地域福祉の土台となる「福祉のこころ」を培うため、地域や家庭、学校における福祉学習の推進と地域福祉の啓発を図ります。
- ② 様々な立場や違いを超えた相互理解のできる共生社会をめざして、ノーマライゼーション理念、ソーシャルインクルージョン※理念、ユニバーサルマナー※の浸透を図ります。

施策体系



(1) 地域や家庭における福祉学習の推進

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|--|
| 地域における福祉学習の一環として、講演会や講座、介護教室などの出前講座を開催しています。また、各種団体が主催する介護、子育てなどに関する講座の開催を支援しています。 | 身近な地域における福祉学習機会の充実 は、今後ますます重要になることから、引き続き、様々な関係者と連携し、地域における各種講座を充実します。 また、地域ぐるみで子どもを育てていく意識をさらに高めるため、考え合う場の充実を図ります。 | 社会福祉協議会 高齢者相談支援センター 福祉課 生涯学習課 子ども若者支援課 |

(2) 学校における福祉教育の充実

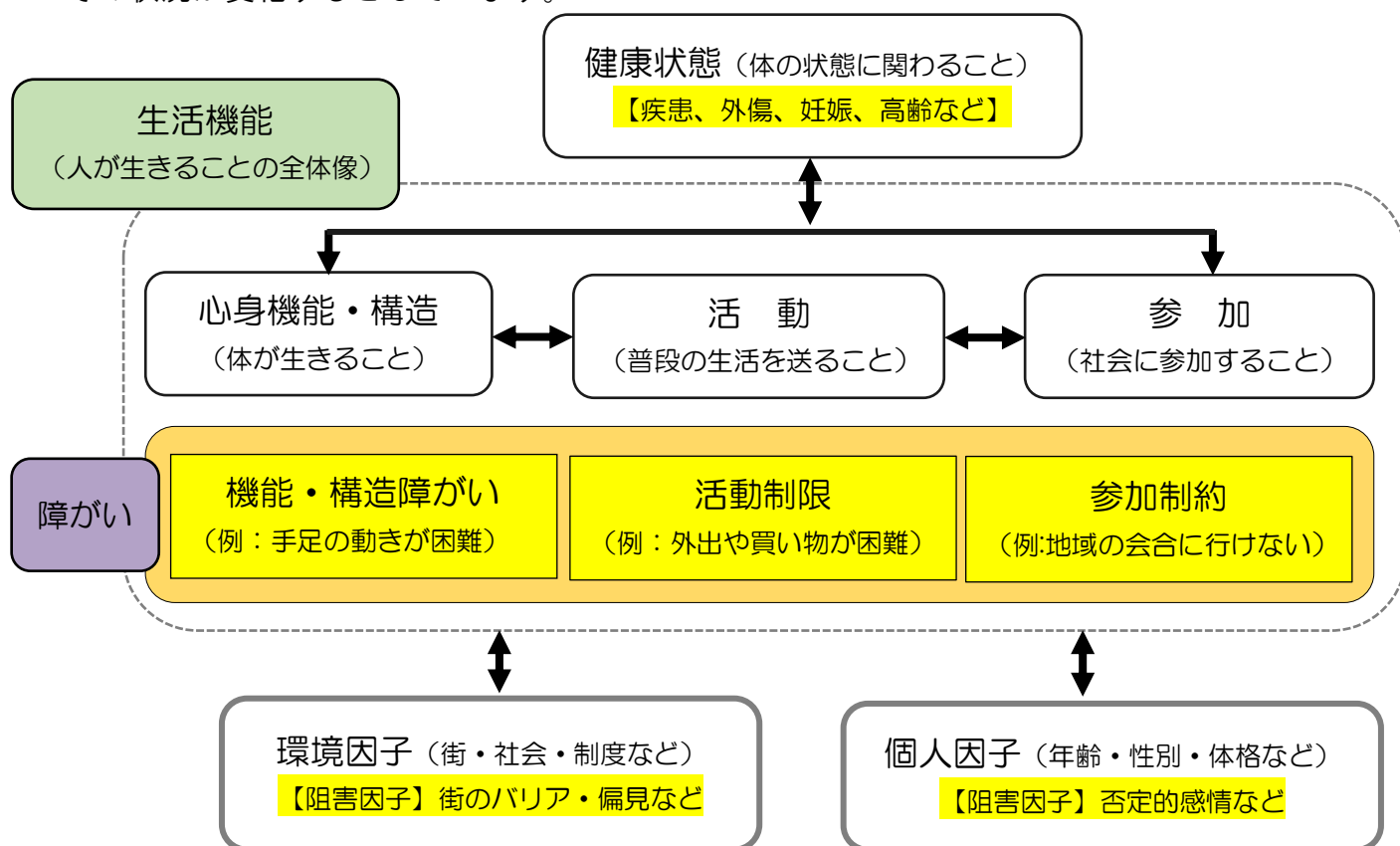
| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|--|------------------|
| 子どもたちが優しい心と思いやりの心を持ち、お互いに助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験を小中高等学校で実施しています。 | 学校における福祉体験学習を充実するため、支援を継続的に実施します。 また、より効果的な福祉体験学習になるよう、学校と協働したプログラムの検討、作成や講師紹介などの支援に努めます。 | 社会福祉協議会 学校教育課 |

(3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念などの周知と啓発

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|---|-------------------------------------|
| 福祉に対する理解を深め、住民参加による福祉のまちづくりの契機とするため、毎年、福祉フェスティバルを開催し団体の活動紹介の展示や福祉体験を行っています。 | 障がいのある人の社会参加と障がいのある人に対する理解促進を図りながら、さらに多くの住民が来場するよう、魅力ある内容の交流イベントとして充実させます。また、学校や地域で交流した方がイベントに参加する機会を増やすことでノーマライゼーション理念などを普及していきます。 | 社会福祉協議会 福祉課 子ども若者支援課 幼児保育課 |

【ノーマライゼーション理念の普及としてのICFの考え方】

ICFは、人の健康に関する状況を表すための標準的な概念的・言語的枠組みとして、WHO（世界保健機関）で採択されました。ICFとは、International Classification of Functioning, Disability and Health の頭文字を取ったもので、「国際生活機能分類」と訳されています。人の生活を「心身機能・構造」「活動」「参加」の3つのレベルからとらえており、「生活機能」は「健康状態」「環境因子」「個人因子」との相互作用により、その状況が変化するとしています。



【例】ADHDという診断を受けた子どもが学校の授業中に静かにできない(参加)場合、「この子はADHD(健康状態)だから」と一方向的に判断するのではなく、「参加がうまくいかないのは、どんな要素が影響し合っているのかな?」と多面的に捉えることができる視点を持つことができます。教師の「喋りたいことは紙に書いておいて」という言葉がけなど(環境因子)により、喋りたいことを我慢することなく、安定した気持ちで、授業に参加することができるようになり、生活機能を高めることにつながります。

※ADHD:注意欠陥多動性障害とも呼ばれ、不注意(集中力がない・気が散りやすい)、多動性(じっとしてられない・落ち着きがない)、衝動性(順番を待てない・考える前に実行してしまう)の3つの要素が見られる障害のこと。

基本目標 Ⅱ 市民の支え合い活動の活性化

基本施策 Ⅱ－1

助け合いの推進と暮らしやすいまちづくり

現状と課題

市内には、あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業、民生委員児童委員の訪問、老人クラブの友愛訪問、救急医療情報キット（安心ポット）の配布やその他地域活動団体による取組で展開されている見守り活動があります。これらの活動をより効果的に進めていくため、見守られる側、支援を求める側の情報発信力も高めていく必要があります。

地域において孤立し、ひきこもりや子育てなどで相談しにくい課題を抱えている人を早期に発見するためには、隣近所など、身近で日常的な見守り、声かけなどが必要です。このような活動には、市内の相談機関とも連携を図りつつ、体制を構築していく必要があります。

地域の見守り活動は、防犯や事故防止などにもつながり、安心・安全なまちづくりに寄与するため、隣近所の安全確認などに、誰もが積極的に加わることが大切です。

見守られる側は、一方的に助けてもらっただけでは負い目を感じてしまう場合があるため、地域で役割を分かち合うことができる仕組みをつくり、地域福祉活動の活性化とともに、個人の生きがいづくりにつなげる視点も重要です。

このような状況にあって、市民一人ひとりが地域福祉の主演となって取り組んでいくためには、地域ぐるみで課題や地域福祉活動の必要性を理解し、共有していくことが必要であり、あらゆる機会を活用して情報提供・啓発を進めていくことが重要となります。

施策方針

課題を抱えた人を孤立させないまちづくりを目指して、福祉事業者だけでなく、新聞販売所などの民間事業者にもできる範囲で協力を求めるなど、多様な社会資源の連携による安否確認体制について検討します。また、住民が地域福祉活動に主体的に取り組めるよう、福祉や健康に関する情報提供や学習会などを通じて積極的に手助けを行うことの重要性の啓発を行います。

施策体系

Ⅱ-1

助け合いの推進と暮らしやすいまちづくり

(1) 多様な地域福祉活動の充実

推進施策・事業

(1) 多様な地域福祉活動の充実

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|---|------------------------|
| ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等の孤立を防ぐために、平成20年度から「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」の見守り活動の推進を図っています。災害時要援護者の個人情報の取扱いの協定書を締結した地区に、該当者の情報を提供し見守り活動を展開しています。平成26年度に関係者連携会議を開催し効果的な見守り活動のあり方を協議し啓発冊子を作成しました。 | すべての町内会への普及をめざして、活動の推進体制づくりを支援します。特に、本事業を通じて、隣近所の身近な支え合いを促進し、当事者が支援者に上手に働きかけること（助けられ上手）と住民が助けを求めやすい環境づくりをすることや積極的に手助けを行うことの重要性について、当事者や住民への周知を図ります。また、事業を通じて把握した要援護者などの気になる人の情報やニーズを福祉マップとして作成し、情報を共有して支援が継続できるように努めます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 民生委員児童委員に対して、ひとり暮らし高齢者や災害時要援護者などの情報を提供し、対象者宅への訪問による日ごろの安否確認や見守りを実施しています。 | 引き続き、民生委員児童委員活動と町内会などの活動の連携を促進し、日ごろの安否確認や見守りに努めます。また、災害時要援護者に救急医療情報キットを配布し、緊急時に救急隊員に情報が伝わるよう情報の更新に留意し適切な運用に努めます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| 地域の高齢者や障がいのある人などが気軽に集まれる居場所や交流の場づくりとして、町内会やボランティアによるサロンの開催を支援しています。 | 地域のサロンの開催と開催頻度を増やすため、担い手の発掘、育成を進めます。また、参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法について情報を共有するため、活動者の交流会の継続と活動の助言をします。 | 社会福祉協議会 高齢者相談支援センター |

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|---|-------|
| <p>高齢者が閉じこもりや要介護状態とならないために、保健師、栄養士、歯科衛生士が心身の健康状態の確認や維持向上のための介護予防教室や健康づくり教室、出前講座を行っています。</p> <p>また、ラジオ体操を通じ、心身の健康づくりとともに地域の絆を深めることをめざして「健康と人の絆づくり隊」活動の推進を行っています。</p> | <p>健康づくりの啓発と実践方法を指導することによって、要介護状態になることを予防するために、引き続き介護予防教室や健康づくり教室、出前講座を行います。</p> <p>「健康と人の絆づくり隊」活動のさらなる普及と活動の継続を図るため活動紹介などをさらに展開していきます。</p> | 健康推進課 |

参考資料

【団体ヒアリングからの声】

- ・地域のサロン開設に際し、もう少し男性が参加できるようにしてはどうでしょうか。
- ・「安心して徘徊のできるまちづくり」をめざすことが支え合いの目標かもしれません。
- ・交通機関の充実が高齢者対策と考えます。
- ・地域の支え合いとは、地域ぐるみで一緒に参加することではないでしょうか。
- ・民間活力ももっと活用してもよいと思います。
- ・地域で子どもを育てるといった考え方が弱く感じます。
- ・元気な高齢者と若者にまちづくりでの活躍の場をつくることを今まで以上に進めることが必要に思います。

【あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業 取組推移】

| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 行政区数 (合計) | 12 (12) | 16 (28) | 12 (40) | 7 (47) | 1 (48) | 2 (50) |

行政区数：70（平成27年4月1日）



基本施策
Ⅱ－２

ボランティア・NPO活動の担い手の養成

現状と課題

アンケートの中で地域活動やボランティア活動に関する項目では、「今後参加したいがきっかけがない」という回答が多く見受けられます。

これまで市や社会福祉協議会の広報紙や福祉フェスティバル、講演会などを通じた地域福祉に関する情報提供や地域福祉活動への参加の呼びかけを行ってきました。

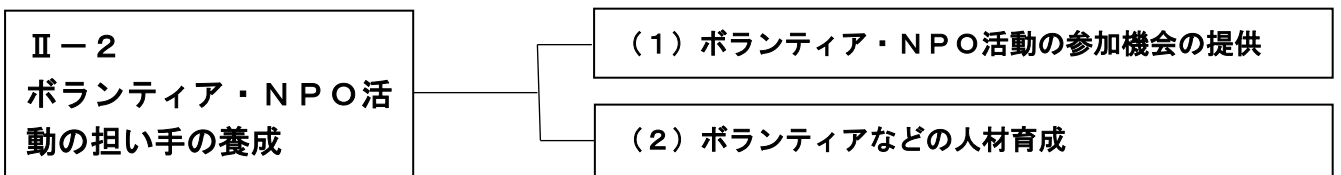
また、市民活動センターや総合ボランティアセンターなどにおける情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催を通じて、地域福祉活動や市民活動、ボランティア・NPO活動に取り組む上でのきっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。さらに、活動助成や活動場所の提供によって、市民団体、ボランティア団体の活動支援を進めてきました。

しかし、地域福祉活動やボランティア・NPO活動の担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、今後とも多様な方法によって、参加を呼びかけ、担い手の発掘や育成、ボランティアなどの関心層の拡大を充実することが必要です。

施策方針

- ① より多くの住民が、ボランティア・NPO活動に関心を持ち、参加できるようにするため、地域福祉活動に関する啓発や情報提供、相談体制などの充実を図ります。
- ② 各種ボランティア養成講座によるボランティア・NPO活動の担い手づくりを体系的かつ効果的に実施するなど、ボランティア・NPO団体の活動支援を進めます。
- ③ 様々な市民活動やボランティア活動をサポートする役割を担っている市民活動センターや総合ボランティアセンターの機能の充実を図ります。

施策体系



(1) ボランティア・NPO活動の参加機会の提供

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|--------------------------|
| 市民活動センターおよび総合ボランティアセンターでは、ボランティア・NPO活動の発掘や養成、活動者やボランティア団体の登録、支援のほか、ボランティア・NPOを必要とする個人、団体、施設とボランティア活動をつなぐコーディネートをしています。 | 引き続き、ボランティア・NPO相談の機能を生かし、単なる需給調整(マッチング)ではなく、求められるボランティアの発掘や養成、啓発を行うとともに、施設や団体など受入れ側の仕組づくりを含め、住民参加のコーディネートを行います。 | 市民活動センター 総合ボランティアセンター |
| 福祉の啓発と青少年のボランティア・市民活動への参加を促進するため、中学生、高校生を主な対象として、夏休み期間中に市内の福祉施設、ボランティア団体30施設の協力を得て、ボランティア体験の機会を提供しています。 | 青少年が福祉の現場を知り、ボランティアを始めるきっかけとなる機会であるとともに、住民と福祉施設との交流の機会であるため、福祉施設などとの連携を図りながら、引き続き、事業を実施します。また、青少年が継続的に活動に参加できるように情報を発信していきます。 | 市民活動センター 総合ボランティアセンター |
| 子育て支援市民団体の活動や団体同士の連携を支援し、活動環境の整備を行っています。 | 引き続き、子育て支援市民団体の連携と活動環境の支援を行い、多様な年代の子育て交流の参加の機会を働きかけます。 | 子ども若者支援課 |

(2) ボランティアなどの人材育成

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|---|--------------------------|
| 総合ボランティアセンターでは、点訳ボランティア講座、音訳ボランティア講座、手話講座、要約筆記講座、買物支援ボランティア講座、傾聴ボランティア講座などを実施しています。 また、市民活動センターでは、協働のまちづくりの担い手を育成するため、平成19年度から「まちづくり人材育成支援事業 大人の学校」を開催しています。 | ボランティアニーズを捉え、入門から専門まで段階的な講座を開催します。また、講座修了後に活動につながるような効果的なフォローアップやスキルアップ研修の充実を図ります。さらに地域のニーズに即したボランティア養成講座の開催に努めます。 また、まちづくりの人材育成事業は、関心層の拡大を図るため若者や企業も対象とした事業のあり方を検討していきます。 | 総合ボランティアセンター 市民活動センター |

参考資料

【団体ヒアリングからの声】

- ・無関心ではないと思うが、リーダーになるのが嫌な人が多いと思う。
- ・住民の平均年齢が上がり、活動の後継者が不足している。
- ・町内会や子ども会、老人クラブの役員の引き受け手が少ない。役員を受けたくないのので脱会してしまう。

基本施策
Ⅱ－3

活動・交流の拠点確保の支援

現状と課題

子どもから高齢者までの住民が気軽に集える場として、社会福祉協議会が支援し地域で運営する「ふれあいいいきサロン」があります。また、市民団体による「親子ひろば」など人と出会うことができるコミュニティ施設や交流の機会が多数存在しています。

今後の地域福祉の推進のためには、地域の中に誰もが集える「居場所」があることが重要です。そしてその居場所は、世代や所属などに縛られずに自由に立ち寄ることができ、その地域に暮らす誰もが日常的にふれあえる場所・機会を、地域に合った形でつくっていく必要があります。

施策方針

- ① 既存の居場所に加え、住民が気軽に集え、そこに行けば誰かと顔を合わせることができる居場所の多様な拠点のあり方について研究します。
- ② 市の社会福祉基金や地域福祉振興事業補助金、社会福祉協議会の赤い羽根共同募金配分金、民間助成金などを活用して拠点整備と活動助成のあり方について研究します。

施策体系



推進施策・事業

(1) 居場所の多様な拠点のあり方の研究

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|--|----------------|
| 地域の高齢者や障がいのある人、子育て世代の人など気軽に集まれるサロンなどの開催を支援しています。 | サロンの開設と開催頻度の拡大をするための担い手の発掘や活動者同士の交流を進めます。活動拠点としては、公共施設以外に空き家などを活用できるように必要な情報をまとめ、地域活動とマッチングできるようにしていきます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

(2) 活動・交流の拠点整備の助成

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|----------------|
| 地域福祉振興事業補助金などにおいて、サロンなど地域福祉活動の初動の拠点整備、活動支援などを行っています。 | 地域の中に誰もが集える「居場所」を計画的、継続的に設置していくために、財源支援のあり方を研究していきます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

参考資料

【コミュニティ別地域懇話会からの声】

- ・長く使用していない店舗や家屋を見かけます。そういった場所を、公民館とは違う地域の活動場所として使うことはできないでしょうか。
- ・地元に長く住む方たちと、引っ越してきたばかりの人たちの交流（出会い）の場が必要だと思います。ふれあいの場、特に若者が集える場がない。
- ・生活習慣の違いから、地元の高齢者は外国籍住民をなかなか受け入れられない。
- ・子どもが成長していくと、小学校や中学校に立ち寄る用事もなく近所の人や地域との会話の機会が減ってくる。

基本目標 Ⅲ 誰もが参加できる健康・生きがいつくり

基本施策 Ⅲ－1

健康づくり・生きがいつくりと社会参加の創出

現状と課題

誰もが地域社会に参加するとともに、健康づくりと生きがいつくりを推進できる機会を確保するため、老人福祉施設、保健センター、公民館、市民活動センターで講座などの開催をしています。

また、福祉分野においても、老人福祉施設で教養、趣味などの各種講座の開催をしています。

高齢者や障がいのある人の生きがいつくり、社会参加を促進するため、シルバー人材センター※の活用促進や障がいのある人の就労支援を知多地域障がい者就労支援センターと協力して進めています。

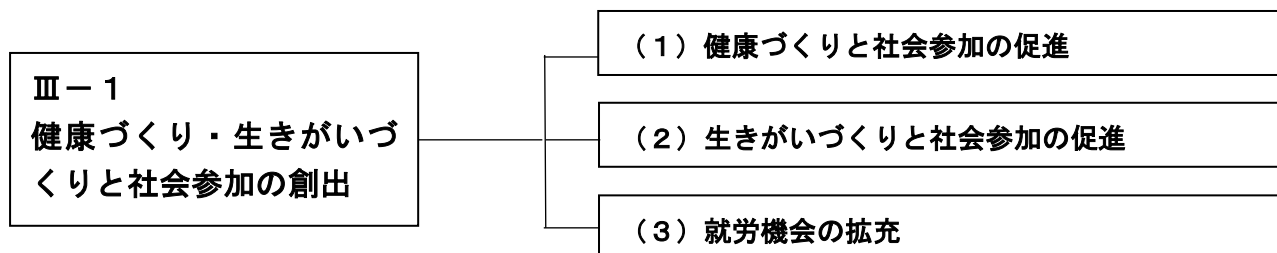
ひきこもりなどで就業できず社会生活に困難を抱える若者の悩みや課題に対応するために、若者支援センター（青少年会館内）に若者サポート相談を開設しています。また、子ども若者支援者のネットワークを活用して、未就労の若者などへの支援のあり方の検討を進めています。

今後とも、誰もが社会とかかわりながら生活できるよう、健康づくりと生きがいつくりに関連した社会参加、就労支援事業の充実を図る必要があります。

施策方針

- ① 誰もが健やかで、こころ豊かに生活できる活力ある社会をめざして健康づくりを推進します。
- ② 誰もが生きがいを持って、地域社会とかかわりながら豊かに暮らし続けられるよう、生涯学習事業や老人福祉施設事業などによる各種講座や教室の充実を図ります。
- ③ シルバー人材センターの活用促進や障がいのある人の就労支援、若者無業者などへの対策など、就労面からの社会参加の機会の提供や生きがいつくりを進めます。

施策体系



推進施策・事業

(1) 健康づくりと社会参加の促進

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|-------|
| 各種団体の要望に応じ、心身の健康に関する出前講座を開催しています。 「健康と人の絆づくり隊」の推進、特定保健指導や健康づくり教室、健康相談を継続的に実施しています。 | 引き続き、出前講座や「健康と人の絆づくり隊」の普及啓発を行うとともに、健康づくりや介護予防啓発の情報提供を行います。 | 健康推進課 |
| 妊婦・乳幼児健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めています。 | 引き続き、妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査などを行い、保健・医療・療育・育児などの連携を密にします。 | 健康推進課 |

(2) 生きがいくりと社会参加の促進

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|--|
| 60歳以上の高齢者層の生きがいと社会参加を促進するため、各老人福祉施設で幅広い講座を開催しています。 | 地域のニーズに応じて、引き続き、家でも気軽に続けられることなど、参加者の特性に合った魅力ある講座を開催し、高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供します。 | 福祉課 |
| 障がいのある人、高齢者、男女の特性に応じたスポーツ・レクリエーション活動、文化活動を促進するとともに、コミュニティなど地区における生きがいづくり活動を支援しています。 | 障がい者スポーツ大会、市民活動センターなどでの生涯学習講座や各当事者団体の活動の支援を継続的に行います。 | 福祉課 市民活動センター 社会福祉協議会 生涯スポーツ課 生涯学習課 |

(3) 就労機会の拡充

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|---|--|
| <p>働くことを通じ生きがいの充実や地域社会の発展に貢献することを希望する高齢者に対して、シルバー人材センターでは就労機会を確保、提供することにより高齢者の就労機会の増大と福祉の増進を図っています。</p> | <p>自分の能力を活かしたいと思う高齢者の就労の機会を拡大するため、引き続き、就労先の開拓に努めます。</p> | <p>商工振興課 シルバー人材センター</p> |
| <p>障がいのある人の生活や就労面での相談体制を充実するとともに、ひきこもりなどの新たな社会問題にも対応できる体制づくりに努めます。また、障がいのある人の通所施設の運営を支援し、障がいのある人の自立と就労を促進します。</p> | <p>障がいのある人の一般雇用に向け、就労支援員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。また、公共機関については法定雇用率[※]以上の雇用を目標に推進します。</p> | <p>福祉課 半田公共職業安定所</p> |
| <p>若者支援地域協議会を設置し、就労していない若者などの支援のあり方を検討する他、子ども若者支援者ネットワーク会議を定期的に開催しています。</p> | <p>就労していない若者などのほか、中途退学者、在学者のうち支援が必要な者に対しても、学校、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係機関との連携を強化します。また、長期就労の定着をめざすための、中間的就労支援の仕組みを構築します。</p> | <p>若者女性支援室 社会福祉協議会 半田公共職業安定所</p> |



基本施策 Ⅲ－２

子育て・若者支援の環境整備

現状と課題

知多市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）において、子どもが地域の中でいきいきと育つために必要なこととして、子どもの基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやり、社会倫理、基本マナー、自制心、自立心など「生きる力」を培う情操教育を地域社会全体で推進することの必要性が確認されています。

また、子どもの人格形成の基となる乳幼児期の子育てを充実するため、市民協働によるきめ細かな子育て支援、子育て支援拠点施設の事業充実、子育て支援機関相互の連携強化も必要です。

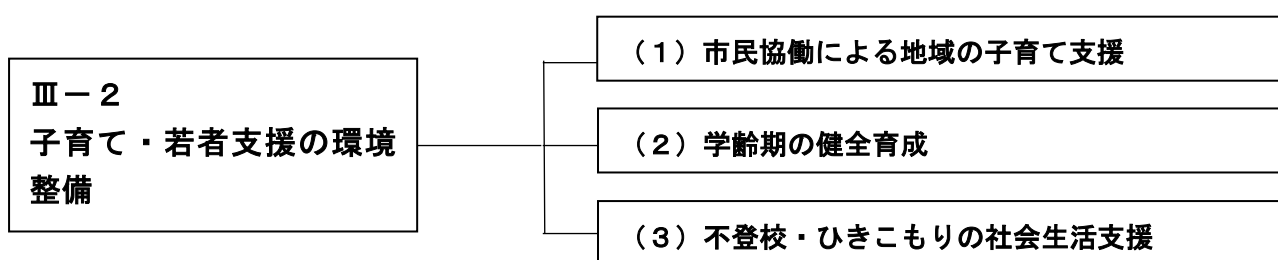
新たな社会問題のうち、特に地域課題として潜在化しやすい問題として、「不登校・ひきこもり」や「発達障がい」「ワーキングプア※」「子どもの貧困」などがあります。

こうした困難を抱える人の中には、地域の中に相談できる人がいなかったり、誰ともつながりがなく孤立化していたりする場合があります。「不登校・ひきこもり」など社会生活に困難を抱える若者の居場所づくりや社会参加のための環境整備が必要です。

施策方針

- ① 市民協働により、親と子が仲間の中で育ちあう居場所づくりやネットワークづくり、乳児家庭全戸訪問を推進します。
- ② 学齢期の子どもへの健全育成に向けた支援施設の機能強化、啓発活動、居場所づくりを推進します。
- ③ 不登校・ひきこもりなど社会生活に困難を抱える若者の相談支援、居場所づくり、就労支援、訪問支援、家族支援などの事業を若者支援地域協議会で協議し推進します。

施策体系



(1) 市民協働による地域の子育て支援

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|----------|
| 市内5中学校区ごとに、乳幼児期の子を持つ親が気軽に集い、交流や学習ができる「親子ひろば」の充実を進めるとともに、市内10小学校区ごとに、放課後の安心・安全な居場所を学校などに設ける「放課後子ども総合プラン」を推進しています。 | 引き続き、子育て支援団体連絡会議や子育て支援ネットワーク会議などを通じて、支援団体の連携を深めます。 | 子ども若者支援課 |
| | 保健師、助産師、赤ちゃん訪問員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、「親子ひろば」の利用を推奨します。また、訪問員養成講座や訪問員フォローアップ講座を開催し、訪問員の養成と育成を図ります。 | 健康推進課 |

(2) 学齢期の健全育成

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|--|--------|
| 学齢期の子どもへの健全育成を総合的に支援するために児童センターにおいて各種事業を展開しています。 | 小中学生の健全な遊び、交流、学習の場として、子どもの心身の成長を促す事業を展開していきます。 遊びを通して体力向上をめざす「ミニスポ広場」、異世代との交流を深める「子どもクラブ」など、学齢期の健全育成の充実を図ります。 子どもの悩み相談や親の育児相談に応じ、子育て家庭や地域の教育力の向上に努めます。 | 児童センター |

(3) 不登校・ひきこもりの社会生活支援

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|------------------------------------|
| 平成27年4月に若者支援地域協議会を設置し、子ども若者（概ね15～39歳）に対する支援機関のネットワーク化を図り、社会生活に困難を有する子ども・若者の支援に取り組んでいます。 | 市と社会福祉協議会が中心に、若者を支援する市民団体とともに、教育、福祉、保健・医療、雇用と連携を図りながら、相談支援、居場所づくり、就労支援、訪問支援、家族支援を継続的に推進していきます。 | 若者女性支援室 社会福祉協議会 福祉課 商工振興課 |

参考資料

知多市：平成 26 年度「若者の意識および市民の若者に対する意識調査」よりひきこもり傾向群、親和群（ひきこもり方の気持ち理解できる層）の「小中学校時代の経験」、「自分自身についてあてはまること」、「通信手段で普段利用しているもの」、「自立した若者の条件」についての設問からの傾向を抽出

| ひきこもり傾向群・親和群共通 | | |
|--|---|--|
| 家庭 | 学校 | 地域等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・親との関係が良くない ・親でも口出ししないしてほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・我慢が多い ・勉強についていけない ・人と話したり一緒に行動が苦手 ・集団の中が苦手 ・怪我をすることが多かった | <ul style="list-style-type: none"> ・普段、携帯電話通話はよく利用しない ・普段、何も利用しない ・身体的な不調 ・精神的な不調 ・特別な存在だが理解されない ・人付き合いが不器用と悩む ・自分の感情を出すのが苦手 ・親でも干渉されたくない ・嫌なことがあると外に出たくない ・理由があるなら家や自室に閉じこめるのは仕方ない ・地域のひきこもりの人や家族への支援活動に関心がある |
| ひきこもり傾向群 | | ひきこもり親和群 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・非親族を含む世帯はない ・友達にいじめられた ・将来の職業を親に決められた ・小さいころから習い事・スポーツに参加してない ・親と死別した ・家庭で我慢することが多かった ・家族関係に悩む ・容姿に悩む ・どこにも自分の居場所がない ・初対面の人と会話できる自信がない ・周囲ともめたときの対処法がわからない ・自分の生活のことで人から干渉されたくない ・家族が温かくない ・家族とよく話をしない ・家族は仲が良くない ・家族から十分に愛されていると思わない ・自立とは、身の回りやあいさつができる、地域活動への参加 ・地域社会には、事業所や商店が見学や就労体験の機会を提供してほしい ・ひきこもりには医療の支援が必要 | | <ul style="list-style-type: none"> ・20代が多くなる ・40代が少なくなる ・核家族は少ない ・仲の良い友人がいない ・友人といるより一人である方が楽だった ・いじめを見て見ぬふりをした ・学校で我慢が多かった ・先生との関係が上手くいかなかった ・両親の関係が良くなかった ・親が過干渉 ・経済的に苦しい生活を送った ・電子掲示板の閲覧・書き込み利用 ・インターネットでのビデオ通信、チャット利用 ・就職、仕事・職場、友人・仲間の人間関係・異性との交際に悩む ・何となく不安 ・困っていること・悩みがある ・家や自室にこもって外に出ない人の気持ちがわかる ・自分も自室に閉じこもりたいと思う ・自立とは、正職員として働く ・ひきこもり問題に関心がある ・ひきこもりにはコーディネーターの配置が必要 |
| 調査から分かること(ひきこもり傾向群) | | |
| <ol style="list-style-type: none"> ① 抑圧を感じた経験を有する ② コミュニケーションに対して消極的、苦手意識がある ③ 一方通行のコミュニケーションを好む傾向がある ④ 心に葛藤(アンビバレント)を抱えている ⑤ 一般の人との間に認識の差がある | | |

基本目標 Ⅳ 連携のとれた施策・活動の推進

基本施策 Ⅳ－1

地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

地域包括ケアシステムとは、自分らしく生きていくために住み慣れた地域や自宅で生活し続け、在宅の介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、迅速に最も適した形で、保健や医療、福祉のフォーマルサービスと地域での見守りを始めとする仕組のことです。

要援護者を地域で支えていくために、町内会やコミュニティを中心に行われている地域見守り活動「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」の普及・支援をしています。

様々な相談機関、介護保険事業所を始めとする福祉サービス事業者が要援護者の支援をするほか、高齢者相談支援センターが訪問などを行っています。すべての対象者に日常的にかかわることは困難です。そのため、より身近で日常的にかかわることができる町内会を中心とする地域住民の見守り活動が重要となってきます。

また、ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているため、保健、医療、福祉の関係機関のより密接な連携が必要となっています。

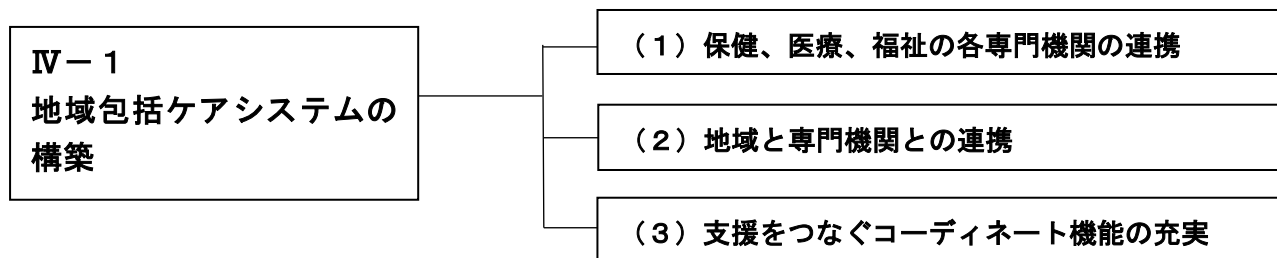
特に高齢者福祉においては、保健や医療分野との連携が必要ですが、連携体制の構築はまだ十分とはいえない状況です。

障がいや子ども若者、生活困窮者の分野においても、専門機関と福祉事業者、住民の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスの提供を行えるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

施策方針

- ① 保健や医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。
- ② 地域と専門機関との連携を図るために、第3層（行政区）における個別支援地域会議を開催し、共通課題から資源開発、政策提言につなげていくようにします。
- ③ 地域支援事業の構築に向けて、生活支援コーディネーター^{*}の配置や第1層（市全体）、第2層（小中学校区）ごとの協議体の整備を行う必要があります。生活困窮者自立支援事業^{*}や子ども・若者育成支援推進法における対象や役割などを精査する必要があります。

施策体系



推進施策・事業

(1) 保健、医療、福祉の各専門機関の連携

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|---|
| 高齢者が可能な範囲で在宅での継続的な生活ができるよう、在宅ケアセンター、高齢者相談支援センター、医師会が今後の連携に向けた関係づくりを行っています。 | 個々のケース検討会議について、福祉関係者のみでなく多職種が参加した会議を増やせるようにします。また、在宅医療と介護の連携体制の構築をめざします。 | 福祉課 在宅ケアセンター 高齢者相談支援センター 健康推進課 |
| 2市2町障がい者支援ネットワーク会議を設置し関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行っています。また、ネットワークの中に知多市部会を設置し、市内でサービス開発、連携、人材育成などのあり方について定期的に協議しています。 | 引き続き、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障がいのある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。 また、地域での見守り活動の推進、災害時の支援などの、福祉サービスと地域福祉活動が共通の課題を持つテーマを中心に、町内会などとの連携について検討します。 | 福祉課 障がい者総合支援センター 社会福祉協議会 |

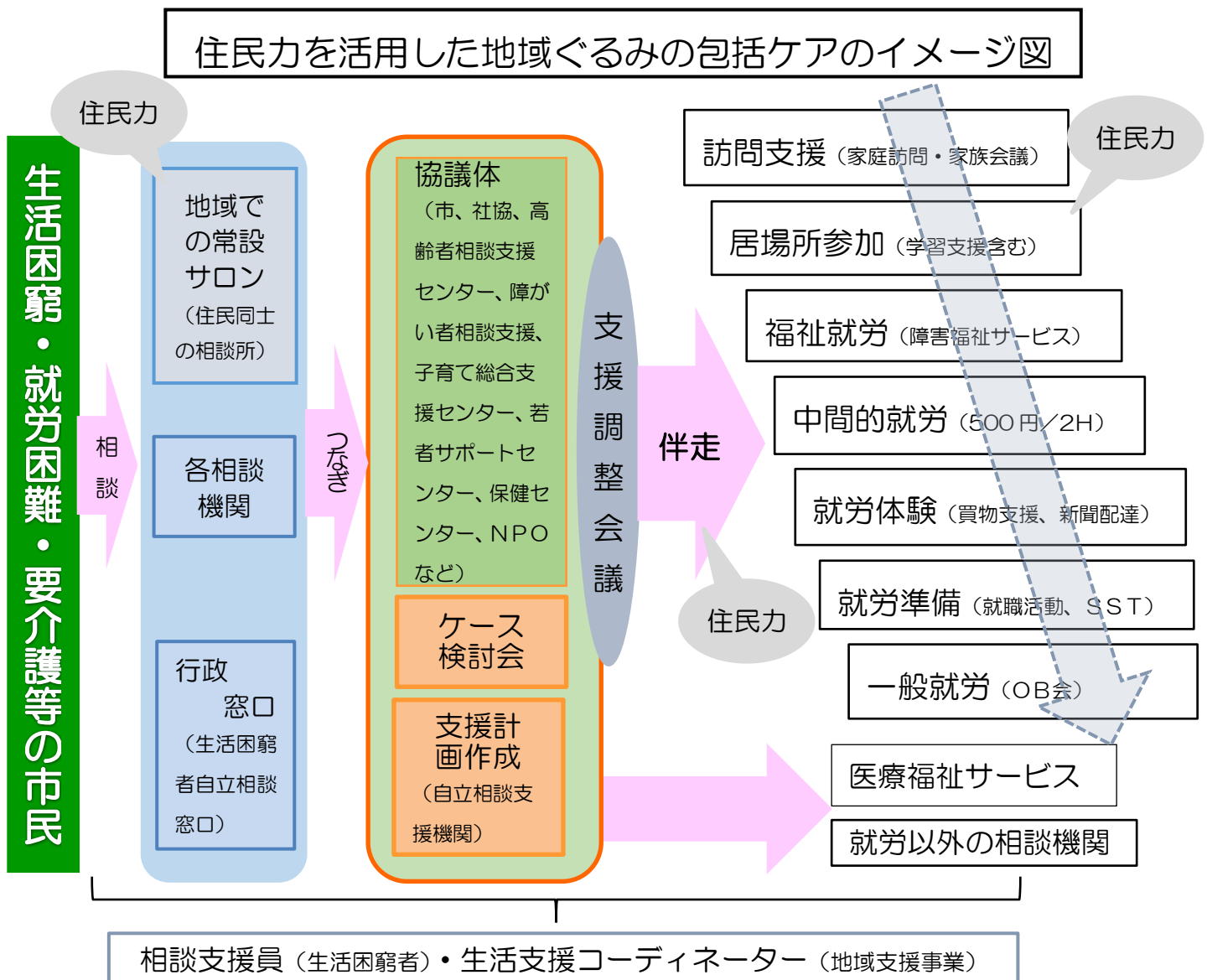
(2) 地域と専門機関との連携

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|--|------------------------------------|
| 高齢者、障がいのある人の基本的な支援体制について、それぞれの機関で役割を明確化して取り組んでいます。 また、高齢者相談支援センターを中心に地域ケア会議を定期的を開催しています。各相談機関においても必要の都度、個別ケア会議を開催しています。 | 専門機関の連携だけでなく、住民も加え、個別の問題を地域の課題として検討、予防していく個別支援地域会議の開催について検討をします。 また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住民のインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討します。 | 福祉課 高齢者相談支援センター 障がい者総合支援センター |

(3) 支援をつなぐコーディネート機能の充実

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|-------------------------------|
| 地域支援事業の構築に向けて、NPOの主催による包括ケアネット会議にて関係者の情報交換を行っています。 | 包括ケアネット会議を基盤に、生活支援コーディネーターの配置や第1層(市全体)、第2層(小中学校区)ごとの協議体の整備を行います。また、生活困窮者自立支援事業や子ども・若者育成支援推進法における対象や役割などを精査しながら、関係者の参画を段階的に検討していきます。 | 福祉課 社会福祉協議会 高齢者相談支援センター |

参考資料



基本施策 Ⅳ－２

災害時の要配慮者への支援

現状と課題

東日本大震災の犠牲者のうち、65歳以上の高齢者の割合は約6割でした。また、障がいのある人の死亡率は、障がいのない人の約2倍でした。また、近年、大型台風や集中豪雨、大規模地震などによる災害が増加しています。いざという時には、隣近所の力や地域ぐるみの防災体制が生命を守ることが近年の災害事例からも報告されており、今後、高齢化の進行とあわせて災害時要援護者支援制度の効果的な運用が重要となります。

あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業の取組の中で、地域支援者の確認や選任など災害時要援護者登録台帳の更新や地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などの実施を働きかけることが必要です。災害時に災害時要援護者支援制度を機能させるには、こうした平常時における備えや日ごろの見守り活動等の取組を強化するとともに、市内全域に展開することが必要です。

また、災害発生後に、被災者の救援活動や被災地の復旧を支援する活動を行う災害ボランティアの受入れ、コーディネートなどを行う災害ボランティアセンターの効率的な運営の確立を図る必要があります。

施策方針

- ① 災害時要援護者の情報を地域と共有し、日ごろから支援体制を検討する仕組みを充実します。
- ② 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の活動を支援するとともに、災害時要援護者なども参加した防災訓練の実施支援や防災の啓発、住宅の耐震化、家具の転倒防止などの防災、減災対策を進めます。
- ③ 災害発生時に備え、市および県内外からのボランティアの受入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーター*の養成を行うとともに、市や社会福祉協議会、ボランティア団体、NPOなどが協働し、災害ボランティアセンターの設置および避難所の福祉的配慮を考慮した運営のあり方について検討します。

施策体系

Ⅳ－２
災害時の要配慮者への
支援

(1) 災害時要援護者支援制度の啓発と充実

(2) 地域防災訓練の支援

(3) 災害時のボランティアの支援体制の充実

(1) 災害時要援護者支援制度の啓発と充実

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|------------------------------------|
| 出前講座や広報紙、民生委員児童委員による個別訪問、町内会の集まりや見守り活動の機会などを通じて、制度の啓発をしています。 | 引き続き、多様な媒体や機会を通じて、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所、ボランティア団体などの関係者と連携しながら、災害時要援護者支援制度の周知および登録を呼びかけます。 また、災害発生時に安全に避難するための方法についての防災教育を進めます。 | 福祉課 市民協働課 社会福祉協議会 防災危機管理課 |
| 災害時要援護者支援事業を機能させるため、毎年、個人情報を更新しその取扱いの確認書の締結をしています。 | 引き続き、災害時要援護者の登録台帳更新などについては、民生委員児童委員などに協力を依頼します。さらに、個々の要援護者を確実に支援するための活動を促進します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

(2) 地域防災訓練の支援

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|---|--------------------------------------|
| 災害時の公的な救助活動には限界があるため、自主防災組織により防災訓練を実施しています。また、地区で独自に防災台帳を整備し地域支援者が防災訓練と一緒に参加しているところもあります。 | 自主防災組織を中心として、関係団体との協力の下、地域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を引き続き支援します。 また、地域の防災訓練時に災害時要援護者の登録者情報を活用できるように関係機関の協力を得て、実用的な訓練になるようにしていきます。 | 防災危機管理課 福祉課 社会福祉協議会 消防本部予防課 |
| 地震による家具の転倒を未然に防止し、減災を図るため、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、重度障がい者のいる世帯を対象に、家具等転倒防止対策器具の取付けを実施しています。 | 引き続き、広報紙や民生委員児童委員などを通じて周知を行い、家具等転倒防止対策器具の取付け世帯数の増加をめざします。 | 福祉課 |

(3) 災害時のボランティアの支援体制の充実

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|----------------|
| 平成 13 年度から災害ボランティアコーディネーターの養成講座を開催しています。また、実践的な技能を身に付けるフォローアップ講座も開催しています。 | 引き続き、ボランティアコーディネーターの養成と修了者の交流会を通じたネットワークづくりを行います。 また、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルと福祉的配慮のある避難所運営の整備を行います。 | 社会福祉協議会 福祉課 |

災害時要援護者名簿に登録された個人情報の提供に関する確認書

(目的)

- 1 この確認書は、知多市長 ○○ ○○ (以下、甲という。) と ○○ ○○ (以下、乙という。) において、災害時要援護者 (以下、要援護者という。) に対する災害時の避難支援及び災害発生前の支援体制の整備のために、地域の支援者に災害時要援護者名簿に登録された個人情報を提供するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(提供する個人情報)

- 2 甲が提供する個人情報は、災害時要援護者名簿に登載された情報とする。ただし、乙の地域に居住する住民の情報に限る。

(利用目的)

- 3 甲が提供する個人情報は、次の目的以外には使用しない。
 - (1) 災害発生時における要援護者の避難支援、安否確認及び救援活動
 - (2) 災害発生に備えた支援体制の整備及び円滑な支援に向けた訓練
 - (3) 知多市社会福祉協議会「あんしんとなり組事業」の実施

(提供を受ける者の明示)

- 4 乙は、末尾の「災害時要援護者名簿 個人情報提供者一覧表」に提供を受けて支援に携わる者の氏名、住所を明らかにし、それ以外の者には提供しない。団体の役員の交代等にともない個人情報の提供を受ける者に変更があった場合は、その都度、福祉課に報告するとともに、提供された個人情報を返却する。

(管理方法等)

- 5 甲が提供する個人情報の管理にあたっては、乙は次の事項を遵守する。
 - (1) 提供された情報及びそれに伴い知り得た情報は、決して他人に漏らさないこと。また、支援者の立場を離れた後も同様とすること。
 - (2) 提供された資料は、複製しないこと。
 - (3) 提供された資料は、管理責任者を定め、適正な管理・保管を行い、個人情報の漏洩防止に努めること。
 - (4) 資料を紛失等した場合は、速やかに甲に報告すること。
 - (5) 甲から請求があった場合には、利用状況や管理方法等を報告すること。

平成 年 月 日

(甲) 知多市緑町1番地
知多市
知多市長 印

(乙) 住 所
団 体 名
代表者名 印

基本施策
Ⅳ－3

地域における連携と協働の推進

現状と課題

高齢化や世帯の少人数化、家族形態の多様化、コミュニティの変容が進む中で、地域では多様な生活課題が生じています。

コミュニティ別地域懇話会で寄せられた課題を解決するには、コミュニティや町内会、民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会、ボランティア団体などの連携をより強固なものにすることが必要です。

また、町内会では対応できない課題に対しては、市や社会福祉協議会、高齢者相談支援センター、障がい者総合支援センター、福祉事業者、市民活動センター、NPOなどの関係機関との連携を図り、対応することが必要です。

さらに、これまで主に住民による活動にとどまっていた地域福祉活動を、福祉事業者やNPO、当事者団体などと町内会組織が連携、協働することによって、推進していくことが求められます。

施策方針

- ① 地域での居場所、見守り活動などの地域福祉活動を推進するため、第3層の町内会を中心とする様々な住民組織活動と第2層の福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどが連携、協働できるよう支援します。
- ② 市と社会福祉協議会が連携を深めながら市内で活動する様々な社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、当事者団体と地域福祉活動との連携、情報交換を深めていく必要があります。

施策体系



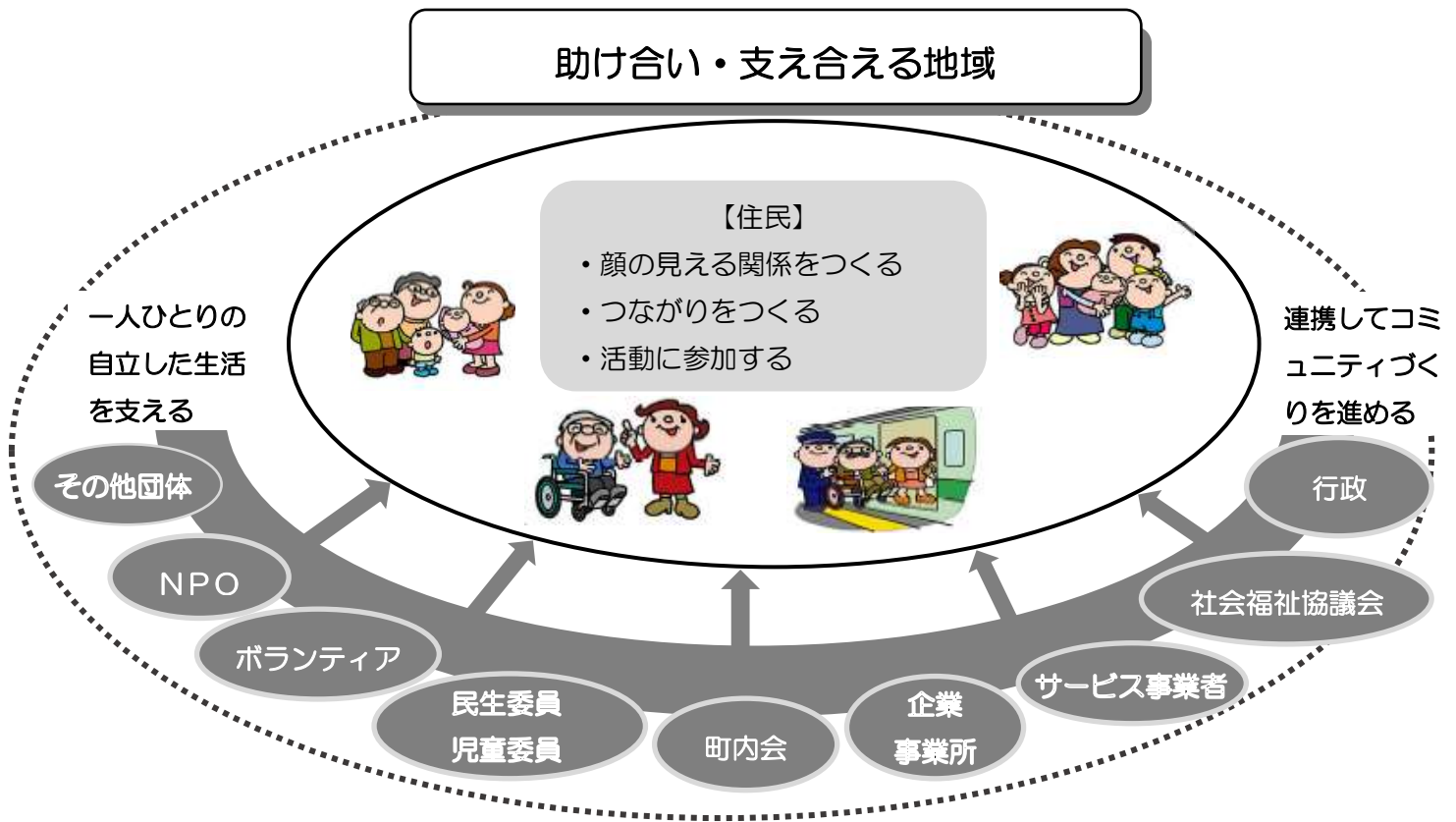
(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|-------------------------|
| 町内会内で活動する組織（民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会、ボランティアなど）相互の連携体制づくりを進めています。 | コミュニティ別地域懇話会を継続的に開催し、市民の主体的な運営の支援を行います。 また、各団体の活動の目的を確認し、会員の増加と活動の活性化を図るため相互の連携を引き続き強めます。 | 市民協働課 福祉課 社会福祉協議会 |
| 町内会組織内に専門部会を設け、見守り隊や個別にケース検討を行う必要がありますが、開催しているケース数は多くありません。 | 個別支援地域会議などへ住民組織などのインフォーマルな支援者の参加を進めるとともに、高齢者相談支援センター、障がい者総合支援センター、福祉事業者などの連携を促進します。 | 福祉課 社会福祉協議会 市民協働課 |

(2) 住民組織と福祉関係団体などの連携と協働の推進

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|--|---|
| 町内会やボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなど地域福祉の担い手となる組織や団体をつなげ、協働を推進するには、団体の特徴を把握し、必要に応じて情報を提供することが必要です。 | 民間の知識や技能などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、町内会やボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなど多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる拠点づくりや交流会の機会を実施します。 | 福祉課 市民協働課 社会福祉協議会 総合ボランティアセンター |
| 市民活動を活性化するため、市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報を収集し、館内掲示やセンター通信の配布により広く情報の発信を行っています。また、「市民が市民を育てる」活動の中で、個人と団体または団体と団体のマッチングを行っています。 | 引き続き、市民活動センターにおいて、センターや活動団体の事業のチラシなどを館内掲示や配布をすることによって、市民活動に関する情報を広く発信します。また、個人と団体または団体と団体のマッチングのための相談に応じ、まちづくりの人材輩出と地域活動のマッチングを行います。 | 市民協働課 総合ボランティアセンター |

【地域における連携と協働のイメージ】



基本目標 V 孤立しない・させない関係づくり

基本施策 V-1

切れ目のないネットワークの構築

現状と課題

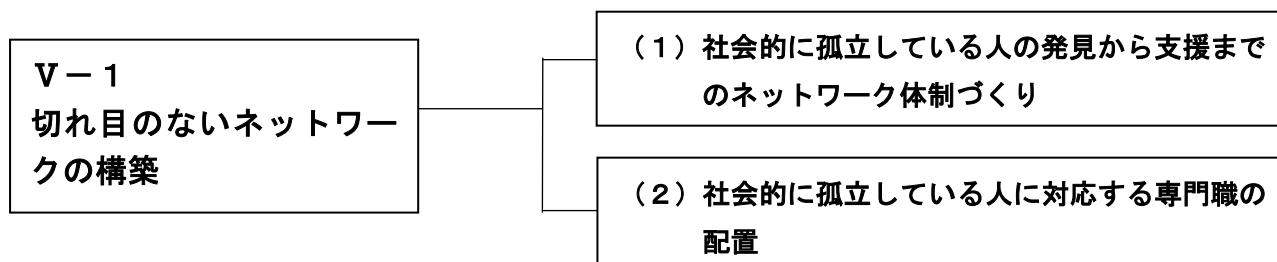
地域福祉の課題を解決するために、各分野のネットワークにより住民、NPO、福祉事業所、社会福祉協議会、行政で一体的に課題解決に取り組んでいます。しかし、福祉制度の狭間にある社会的に孤立している人についての状況把握や対応については十分ではありません。

また、全国的に生活保護受給者や生活に困窮する人が増加しており、生活を重層的に支えるセーフティネット^{*}の構築が必要となってきました。こうした状況に対応するため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行されています。

施策方針

- ① 高齢者保健福祉計画で示されている「地域包括ケアシステム」や「生活困窮者自立支援法」との連携を図りながら、福祉制度の狭間にある社会的に孤立している人の発見から支援までの対応ができるような支援体制の構築を進めていきます。
- ② 社会的に孤立している人への就労など個別支援や第3層（行政区）の交流や支え合い活動などの地域づくりを将来的な目標に見据え、当面は第2層（小中学校区）に専門職の配置を進めます。

施策体系



(1) 社会的に孤立している人の発見から支援までのネットワーク体制づくり

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|--|
| <p>高齢者、障がい者、児童の基本的な支援体制について、それぞれの機関の役割を明確化しています。</p> <p>また、個別地域ケア会議を定期的を開催し、地域ニーズの確認および対応方法について検討しています。</p> | <p>関係課担当職員が参画して、社会的に孤立している人の状況把握や解決のための「(仮称)社会的孤立支援調整会議」を設置します。</p> <p>また、個別の要援護者に対しては、専門機関の連携だけでなく、住民も加え、地域の課題として検討、予防していく個別地域支援会議の開催の検討をします。</p> | <p>福祉課 社会福祉協議会 子ども若者支援課 若者女性支援室 学校教育課 健康推進課 障がい者総合支援センター 高齢者相談支援センター</p> |

(2) 社会的に孤立している人に対応する専門職の配置

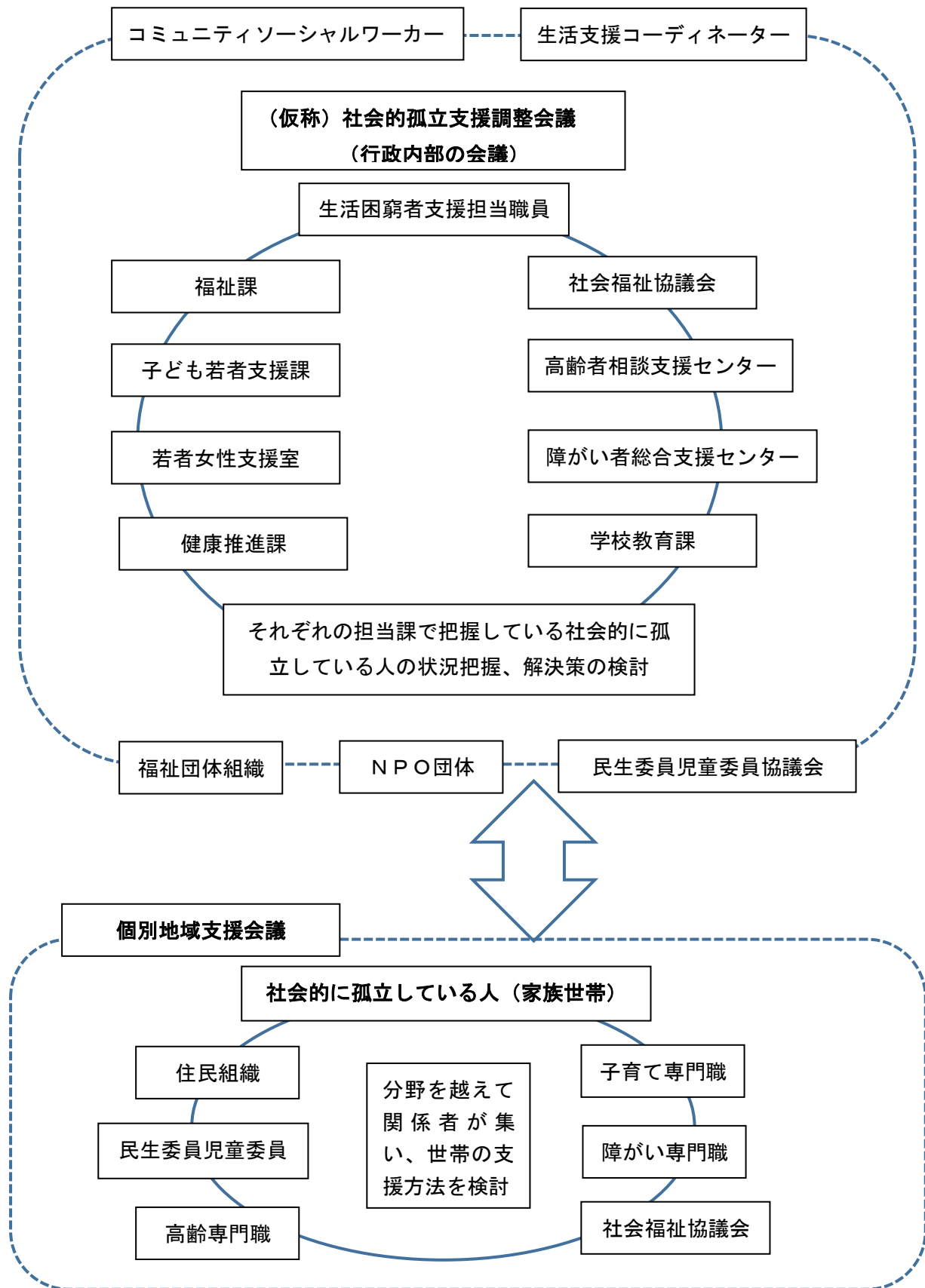
| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|------------------------|
| <p>市において生活困窮者自立支援事業の相談支援員を配置し自立相談支援事業、住居確保給付金を支給しています。</p> | <p>総合支援事業における生活支援コーディネーターとの役割分担と連携を図りながら、第2層(小中学校区)にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、住民も加えた関係機関と社会的に孤立している人の状況を把握します。</p> <p>また、生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業、子どもの学習支援事業の実施について関係機関と効果的な運用のあり方を検討します。</p> | <p>福祉課 社会福祉協議会</p> |

参考資料

【団体ヒアリングからの声】

- ・ 宅配便業者、郵便局、警察、消防、行政、町内会、社会福祉協議会などとの連絡網が必要ではないか。
- ・ 何気ない世間話などから困っていること、助けてほしいことを気づいてあげるようにするとよい。
- ・ 困った時にどこに相談すれば良いのか。もっと分かりやすいPRが必要ではないか。

【社会的に孤立している人の発見から支援までのネットワーク体制のイメージ図】



基本施策
V-2

権利擁護・虐待防止の推進

現状と課題

今後、高齢化の進行に伴って、認知症高齢者の増加が見込まれます。また、知的障がい、精神障がいのある人等も増加傾向にあり、何らかの権利擁護に関する支援を必要とする人は、今後増加していくことが考えられます。

国の方針においても、市町村の役割として市民後見人の養成や活動の推進が求められており、本市においても総合的な権利擁護のための体制を整備していく必要があります。

児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を核とした児童虐待防止のための関係機関のネットワークを強化し、乳幼児健康診査、子育て広場、保育園、幼稚園、学校などでの児童の見守りを通じて児童虐待の早期発見につながる体制づくりを進めています。

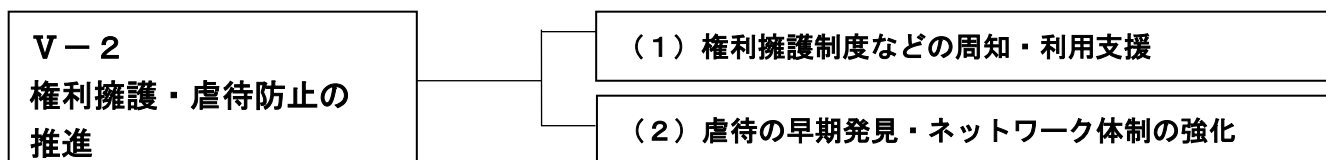
また、児童虐待の予防のために親が子育てに関する不安や悩みを解消し、親子の愛着関係を深められるよう、要支援世帯への訪問指導の充実に努めています。

高齢者や障がい者の虐待防止では、虐待防止ネットワーク運営委員会を中心に、関係行政機関、民生委員児童委員、介護サービス事業所などとの連携を深め、そのネットワークを活用してさらに早期対応の強化が求められます。

施策方針

- ① 判断能力が十分ではない人が、そのことにより不利益を被らないよう、日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度^{*}の周知と活用を促進します。
- ② 虐待やDV、いじめなどを早期に発見するとともに、支援や見守りができる環境づくりをめざします。

施策体系



(1) 権利擁護制度などの周知・利用支援

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|--|---|--|
| 知多半島5市5町が共同で「成年後見利用促進事業」を委託するNPO法人知多地域成年後見センターと連携し、制度の周知、利用支援、法人後見等を推進しています。 | 引き続き、成年後見制度に関する相談、制度の利用に当たっての弁護士、司法書士等への紹介、関係機関とのネットワークづくり、制度の普及啓発活動、後見等開始審判の申立支援、法人後見等を実施していきます。また、市民後見人の養成や活動を推進し、早期の利用につなげていけるようにしていきます。 | 福祉課 成年後見センター 障がい者総合支援センター 高齢者相談支援センター |
| 日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付制度 [※] の推進や悪質商法被害防止の啓発を進めています。 | 出前講座の機会に高齢者等の悪質商法被害防止の啓発を進めるとともに、関係事業・制度の周知をあわせて行うように努めます。 | 商工振興課 社会福祉協議会 高齢者相談支援センター |
| 平成26年4月に子ども条例を施行し、子ども向けの普及啓発チラシを小学校4～6年生に配布しています。また、大人向けの普及啓発チラシも作成し、関係施設などに配布しています。 | 引き続き、普及啓発チラシの作成・啓発に努めるとともに出前講座などで子どもの権利を守る意識啓発に努めます。 | 子ども若者支援課 学校教育課 |

(2) 虐待の早期発見・ネットワーク体制の強化

| 事業の概要と現状 | 今後の方向性 | 主担当課等 |
|---|--|------------------------------------|
| 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク委員会のネットワークを活用し、関係機関相互の連携により早期発見、防止に努めています。 | 生活困窮者自立支援事業と虐待防止ネットワークの組織体を必要に応じて一元化をして、関係機関が早期発見・予防ができるように検討していきます。 | 福祉課 障がい者総合支援センター 高齢者相談支援センター |
| 子育てに不安のある家庭に対し、訪問指導等による支援に努めるほか、若者女性支援室を要保護児童対策のネットワーク拠点とし、情報の一元管理の下、関係各課や児童・障害者相談センター等と連携し、適切かつ迅速な対応に努めています。 | 関係機関の担当職員の研修を通じ、対応技術の向上と訪問指導の充実を図り、虐待の早期発見や防止に努めます。 | 子ども若者支援課 若者女性支援室 健康推進課 |

参考資料

【コミュニティ別地域懇話会からの声】

- ・ 認知症の人が増えているが、認知症や障がいに対して理解がない人が多い。
- ・ 認知症は周りが気付くことが多い。家族や周りの人の理解と早期発見が大切に思う。

第4章 計画の推進

1 計画の周知

取組

基本理念の実現に向けて、町内会やNPO、ボランティア団体、福祉事業者だけでなく、すべての市民が本計画を知ることが必要です。

そこで、市および社会福祉協議会広報紙、公式ウェブサイトなどでの広報とコミュニティでの集まりや講演会、福祉関係団体の交流会などを通じて本計画の周知に努めます。

2 計画の進行管理

取組

1 推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、市および社会福祉協議会の関係各課の連携を強化するとともに、個別計画の進捗を確認し、整合性を図りながら保健、医療、福祉関係団体で構成する保健福祉審議会、社会福祉協議会の理事会、評議員会で進行状況の審議・評価を行い、市民に公表します。

2 市民、地域との連携

本計画を推進していくため、民生委員児童委員や福祉団体、福祉サービス事業者、企業などとの連携を図ります。そのためには本計画の理念や方向性などを共有する必要があることから、コミュニティなど地域からの意見も吸い上げ、取組に反映させていきます。

■■■ 資料

1 用語説明

ここでは、本計画中で用いた用語について説明が必要と思われるものを 50 音順に並べて説明しました。また、各用語が最初に記載されたページ（目次を除く。）を付記しました。

| 用 語 | 説 明 |
|---|--|
| あ あんしんとなり組 (P14) | ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、ねたきりや認知症の高齢者を介護している家庭、要支援家庭の児童などを近隣住民やボランティアが見守り、必要な支援を行うことによって、町内会を単位として安心して暮らすことのできる地域をつくる活動であり、市内全域に普及するよう社会福祉協議会が中心となり市役所と民生委員児童委員協議会と協働して取り組んでいます。 |
| N P O (P1) | ある特定の社会的使命を迫及するために、営利を目的とせず、行政から独立した民間の自発的な組織として継続的に保健・医療・福祉の増進やまちづくりの推進等多様な活動を行い、何らかの社会サービスを提供している団体のことです。 |
| 親子ひろば (P17) | 子育て中の親子が気軽に集い、親同士の交流ができる子育て支援拠点として、市民の運営により情報交換や仲間づくりを推進し、地域に広げていくことを目的としています。 |
| か 協働 (P5) | 市民、コミュニティ、町内会、市民活動団体、事業者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、市役所などが、それぞれ対等な関係で連携し、適切に役割を分担しながら協力し合うことです。 |
| 居宅介護支援 事業所 (P23) | 介護保険で要介護認定を受けた方やその家族などからの依頼を受けて、適切な介護保険サービスが受けられるように、定められた介護サービスの種類、内容、金額、本人や家族の希望などを勘案した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、サービス事業者との調整、サービスの給付管理などを行うサービスを居宅介護支援といい、これらを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置する事業所です。 |
| 高齢化率・高 齢化社会・高 齢社会・超高 齢社会 (P6) | 総人口に対する 65 歳以上人口の割合を高齢化率といい、高齢化率が、7%を超え 14%までの社会を高齢化社会、14%を超え 21%までの社会を高齢社会、21%を超える社会を超高齢社会とといいます。 |
| 高齢者虐待相 | 平成 26 年度から、市役所が高齢者虐待に関する相談の専門窓口とし |

| 用 語 | 説 明 |
|----------------------|--|
| 談センター (P14) | て知多市社会福祉協議会に委託しました。知多市高齢者相談支援センター内に設置しています。 |
| 子育て総合支援センター (P12) | 乳幼児の親子を対象とした遊び、交流、相談や学習などの場を提供し、総合的に子育て家庭を支援する施設。愛称は「ぼぼらす」です。 |
| さ | <p>社会福祉法 第 4 条 (地域福祉の推進)</p> <p>地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>第 107 条 (市町村地域福祉計画) (P1)</p> <p>市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 |
| シルバー人材センター (P35) | 60 歳以上の働く意欲のある高齢者に、知識・経験・技能を生かした就業の機会を提供する公益社団法人。仕事は、臨時的、短期的なものに限られています。 |
| 身体障害者手帳 (P8) | 身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもので、重度の人から順に 1 級～6 級に区分されています。さらに障がい内容により視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内臓(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓・免疫)の機能障がいに区分されます。 |
| 生活困窮者自立支援事業 (P41) | さまざまな事情により生活を営むのが困難になっている方などが、生活保護を受ける前に、それぞれの状況にあったサポートを受けることで自立に向かっていけるよう支援する事業です。 |

| 用 語 | 説 明 |
|----------------------------|--|
| 生活支援コーディネーター (P41) | 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす、地域支え合い推進員のことです。 |
| 生活福祉資金貸付制度 (P54) | 低所得世帯、障がいのある人がいる世帯または高齢者世帯に対して、その世帯の経済的自立や在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことができるよう貸付を行う制度です。愛知県社会福祉協議会が実施主体となり、各社会福祉協議会が窓口となっています。貸付世帯に対する相談・援助・指導は民生委員児童委員によって行われます。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 (P8) | 統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病およびその他の精神疾患を有し、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に交付されるもので、重度の人から順に1級、2級、3級に区分されています。 |
| セーフティネット (P50) | 様々な理由で生活に困窮した人を最終的に受け止める救済策のことです。病気や失業などで経済的に困窮した場合に、日本国憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度である生活保護制度のことをいう場合もあります。 |
| 成年後見制度 (P53) | 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を守り、財産管理や身上監護を行って保護・支援する制度です。 |
| ソーシャルインクルージョン (P25) | 社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうとする考え方です。 |
| 地域包括ケアシステム (P4) | 地域の特性や住民のニーズに応じて、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいの面から高齢者の生活を一体的・継続的に支えていく仕組みのことです。 |
| 知多市高齢者相談支援センター（知多包括支援センター） | 高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。平成18年度の介護保険制度の改正で創設された地域包括支援センターのことです。知多北部広域連合からの業務の委託を受けた社会福祉協議会が設置・運営しています。 |

た

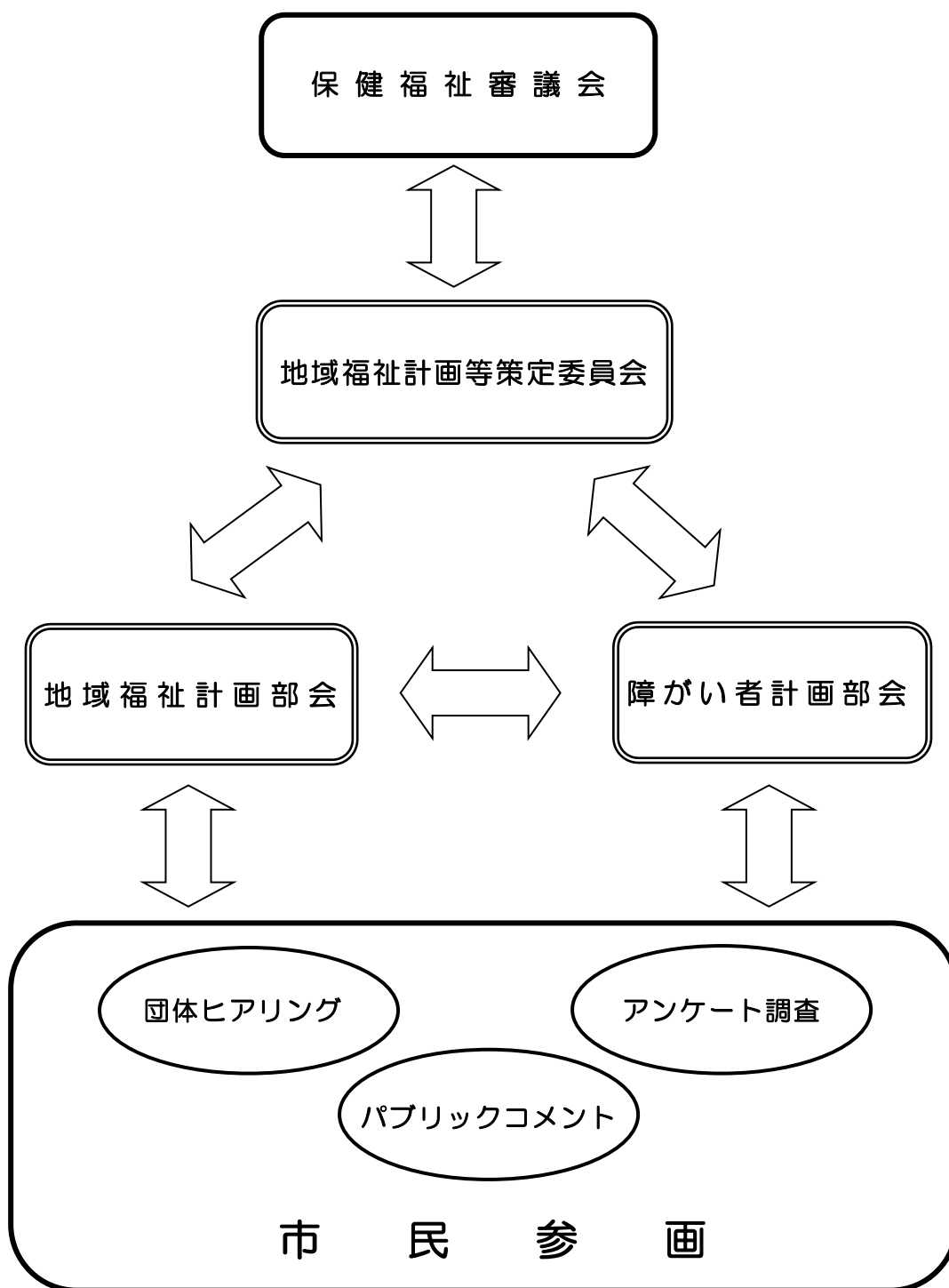
| 用 語 | 説 明 |
|---------------------------|--|
| 一) (P12) | いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、専門職員が相談を幅広く受け付け、必要に応じて行政機関、医療機関、民生委員、各種ボランティアなどに協力を要請し、高齢者一人ひとりにあった支援を行います。 |
| 知多地域成年 後見センター (P12) | 知多半島5市5町が共同で推進する「成年後見利用促進事業」を受託しているNPO法人で、知多後見事務所と半田後見事務所の2か所があります。成年後見制度に関する相談のほか、利用促進のための普及啓発、利用支援、法人後見などを行っています。 |
| 知多北部広域 連合 (P10) | 介護保険事業の効率化、保険財政の安定化など、スケールメリットを生かした運営をしていくため、東海市、大府市、東浦町および知多市が共同で設置し、運営する3市1町共通の介護保険の保険者です。 |
| DV (P22) | ドメスティックバイオレンス（domestic violence の略）配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力のことです。 |
| 出前講座 (P17) | 関係する部署の職員が講師となり、市民の集まりに出向き、専門的な知識に基づく講座を届けるものです。 |
| 当事者団体 (P1) | 身体に障がいのある人、知的な障がいのある人または精神に障がいのある人あるいはその親など、同じ生活課題を持つ人々で組織されている団体のことで、親睦を深めるだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励まし合ったり、情報交換をする中で、自分たちの問題解決に必要な課題の把握・整理や解決のための取組を行ったりしています。 |
| 日常生活自立 支援事業 (P14) | 判断能力が低下した高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で自立して生活できるように日常的な金銭管理、介護サービスの紹介など日常生活を支援する事業です。実施主体である愛知県社会福祉協議会の委託を受けた各社会福祉協議会の生活支援員が支援をしています。 |
| ノーマライゼ ーション (P25) | 高齢者であることや障がいの有無にかかわらず、すべての人がともに暮らし活動する社会をめざす考え方です。 |

な

| | | 用 語 | 説 明 |
|---|--------------------------------|-----|---|
| は | ふれあい・いきいきサロン (P14) | | 地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図るため、家に閉じこもりがち、話し相手がいない、さびしいといった不安や悩みを持っている人々に声をかけて、集まって「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる場を地域の中につくるもので、参加する人と運営するボランティアが自由な発想で企画し、自主的に運営する場です。 |
| | 法定雇用率 (P37) | | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって定められた割合です。民間企業、国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、すべての雇用主は、法定雇用率以上の割合で、身体または知的な障がいのある人を雇用しなければなりません。 【民間企業】 【国および地方公共団体】 一般の民間企業…… 2.0% 国、地方公共団体等 …… 2.3% 特殊法人等…………… 2.3% 都道府県の教育委員会 …… 2.2% |
| | ボランティア コーディネーター (P44) | | ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人をつなぎ、相談窓口となったり、活動しやすい環境を整えるなど、ボランティア活動の発信、受け入れ、調整といった重要な役割を果たす人物となるのがボランティアコーディネーターです。様々な分野でボランティアがいきいきと活躍するために、コーディネーターの存在がますます重要になっています。 |
| ま | 民生委員児童 委員 (P13) | | 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、市役所の福祉行政にも多大な協力をしています。また、「児童委員」を兼ねています。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。 |
| | メルマガ（メ ールマガジ ン） (P20) | | 電子メールで配信される雑誌的な読み物のことで、簡単に多数の読者に配信でき、即時性に優れているなどの特徴を持っています。発行元に自分のメールアドレスを登録することによって、情報の配信を受けることができます。 |
| や | ユニバーサル デザイン (P25) | | 年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにつくられた施設・製品・情報のデザインのことです。 |

| 用 語 | 説 明 |
|---------------------------|--|
| ユニバーサル マナー (P25) | 自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識を持って、適切なサポートをするという行動で、すべての人がマナーとして身に付けているのが望ましいとされています。 |
| 要支援・要介 護 (P9) | 訪問介護、通所介護、介護保険施設への入所などの介護保険サービスを受けるためには、要介護認定申請を行い介護が必要な度合（要介護度）の認定を受ける必要があり、重度の人から順に要介護5～要介護1、要支援2、要支援1に区分されます。 |
| 要配慮者 (P1) | 高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する人（災害対策基本法第8条第2項15号）のことで、従前の「災害時要援護者」のことであります。 |
| ら 療育手帳 (P8) | 知的な障がいのある人に発行される手帳で、障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする状態に該当すると認められた場合に交付されるものです。重度の人から順にA判定、B判定、C判定に区分されています。 |
| 老老介護・認 認介護 (P1) | 老老介護とは、家庭の事情により高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況の中で行われる介護のことで、高齢の夫婦間で妻が夫（夫が妻）を介護したり、高齢の親子間で子が親（親が子）を介護するというような実態があり、家庭崩壊や介護疲れによる心中事件につながる危険性があることから大きな社会問題となっています。 また、老老介護に加えて、介護される側のみでなく介護する側も認知症を患っている状況の中で適切な介護が行われない認認介護も増加しており、こちらも大きな社会問題となっています。 |
| わ ワーキングプ ア (P38) | 働いて収入を得ているものの、収入水準が低く生活していくことが困難である労働者のこと。「働く貧困層」と解釈されます。 |

2 計画策定の体制



※第3次知多市地域福祉計画および第3次障がい者計画の策定に当たり、それぞれの計画の策定に関する審議を行うため、「知多市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、作業部会として「地域福祉計画部会」と「障がい者計画部会」を設けました。

3 計画策定の経過

| | | |
|----------|-----------|---------------------------------|
| 平成 27 年 | 6 月 26 日 | 第 1 回地域福祉計画等策定委員会 |
| | 7 月 2 日 | 第 1 回地域福祉計画部会 |
| | 7 月 30 日 | 第 1 回保健福祉審議会 |
| | 8 月 3 日 | 第 2 回地域福祉計画部会 |
| | 8 月～9 月 | 団体ヒアリング（13 団体） |
| | 9 月 7 日 | 第 3 回地域福祉計画部会 |
| | 9 月 28 日 | 第 4 回地域福祉計画部会 |
| | 10 月 9 日 | 第 2 回地域福祉計画等策定委員会 |
| | 10 月 28 日 | 第 5 回地域福祉計画部会 |
| | 11 月 4 日 | 第 3 回地域福祉計画等策定委員会 |
| | 11 月 12 日 | 第 2 回保健福祉審議会（諮問） |
| | 11 月 27 日 | 知多市社会福祉協議会理事・評議員合同研修会 |
| | 12 月 21 日 | パブリックコメント受付(平成 28 年 1 月 20 日まで) |
| | 平成 28 年 | 2 月 3 日 |
| 2 月 25 日 | | 第 3 回保健福祉審議会（答申） |
| 3 月 7 日 | | 幹部会議審議 |
| 3 月 24 日 | | 知多市議会報告 |
| 3 月 25 日 | | 知多市社会福祉協議会理事会 |
| 3 月 28 日 | | 知多市社会福祉協議会評議員会 |

4 設置要綱等

◆ 知多市保健福祉審議会条例（平成 11 年知多市条例第 29 号）

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、知多市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、保健及び福祉に関する事項について調査審議を行う。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体を代表する者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員のうちから互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(知多市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 知多市保健センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年知多市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(保健福祉審議会)

第5条 市長は、保健センターの運営に関し必要と認めるときは、知多市保健福祉審議会条例(平成11年知多市条例第29号)第2条の規定に基づき、知多市保健福祉審議会の意見を聞くものとする。

(知多市在宅ケアセンター事業に関する条例の一部改正)

3 知多市在宅ケアセンター事業に関する条例(平成6年知多市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(保健福祉審議会)

第9条 市長は、在宅ケアセンターの運営に関し必要と認めるときは、知多市保健福祉審議会条例(平成11年知多市条例第29号)第2条の規定に基づき、知多市保健福祉審議会の意見を聞くものとする。

附 則(平成14年条例第37号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

◆ 知多市保健福祉審議会委員名簿

平成27年6月5日現在

| 所 属 団 体 等 | 氏 名 | 備 考 |
|---|--|-----|
| (1) 保健医療関係団体を代表する者 知多郡医師会知多支部の代表 知多市歯科医師会の代表 知多市薬剤師会の代表 知多保健所の代表 知多保健所管内栄養士の代表 知多市健康づくり食生活改善推進協議会の代表 知多市スポーツ推進委員会の代表 知多市小中学校長会の代表 | 柳澤 修一 尾之内 茂樹 竹中 孝久 長谷川 勢子 村瀬 香代子 西山 美紗子 木屋 惠津子 山下 直丈 | 会 長 |
| (2) 福祉関係団体を代表する者 知多市社会福祉協議会の代表 知多市民生委員・児童委員協議会の代表 知多市老人クラブ連合会の代表 知多市身体障害者福祉協議会の代表 知多市手をつなぐ育成会の代表 あゆみの会の代表 知多市子ども会連絡協議会の代表 知多市母子寡婦福祉会の代表 知多市ボランティア連絡協議会の代表 社会福祉施設の代表 | 竹内 司郎 神谷 銈三 南澤 君義 青木 靖一 河合 悦子 石井 延治 村瀬 好広 香月 早苗 浜口 義昭 久野 明夫 | 副会長 |
| (3) 地域を代表する者 知多市コミュニティ連絡協議会の代表 | 山本 俊哉 | |

順不同・敬称略

◆ 知多市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の福祉施策の計画的な推進を図るため、知多市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知多市地域福祉計画及び知多市障がい者計画の計画期間の終了を迎えるにあたり、現計画の進捗等を踏まえて福祉施策に関する調査研究等を行い、新たな知多市地域福祉計画及び知多市障がい者計画の策定に関する審議を行うものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、健康福祉部長及び別表に掲げる職にある者並びに知多市社会福祉協議会事務局長とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、健康福祉部福祉課長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、他の所属職員の見解を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(作業部会)

第7条 委員会が必要と認めるときは、作業部会を置くことができる。

2 作業部会員は、委員の属する課及び機関の職員で組織する。

3 作業部会は、委員会が指示する事項について調査研究等を行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表

| 部 名 等 | 職 名 |
|--------|-----------|
| 総務部 | 総務課長 |
| 企画部 | 企画情報課長 |
| 市民生活部 | 市民協働課長 |
| 健康福祉部 | 福祉課長 |
| | 健康推進課長 |
| 子ども未来部 | 子ども若者支援課長 |
| 環境経済部 | 商工振興課長 |
| 教育部 | 学校教育課長 |

◆ 知多市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

| 役 職 | 職 名 等 | 氏 名 |
|-------|-------------|--------|
| 会 長 | 健康福祉部長 | 永井 誠 |
| 副 会 長 | 福祉課長 | 竹之越 康正 |
| 委 員 | 総務課長 | 山本 眞一 |
| | 企画情報課長 | 早川 幸宏 |
| | 市民協働課長 | 二木 輝夫 |
| | 健康推進課長 | 伊藤 中一 |
| | 子ども若者支援課長 | 松井 みゆき |
| | 商工振興課長 | 早川 毅 |
| | 学校教育課長 | 勝崎 当仁 |
| | 社会福祉協議会事務局長 | 平松 茂久 |
| 事 務 局 | 福祉課 | 早川 潤 |
| | | 阿知波 晋 |
| | | 竹内 光世 |
| | | 古田 明香 |
| | 社会福祉協議会 | 河村 康英 |

◆ 知多市地域福祉計画等策定委員会地域福祉計画部会員名簿

| 役 職 | 部 署 名 | 氏 名 |
|-------|----------|-------|
| 部 会 長 | 福祉課 | 阿知波 晋 |
| 副部会長 | 社会福祉協議会 | 杉江 昌樹 |
| 部 会 員 | 総務課 | 石川 浩司 |
| | 企画情報課 | 後藤 範子 |
| | 市民協働課 | 廣瀬 晶子 |
| | 健康推進課 | 杉浦 葉代 |
| | 子ども若者支援課 | 岩本 茜 |
| | 学校教育課 | 仙石 法子 |
| 事 務 局 | 福祉課 | 竹内 光世 |
| | | 高橋 通嵩 |
| | 社会福祉協議会 | 河村 康英 |
| | | 中井 一貴 |

5 計画の変遷

(1) 知多市

【知多市地域福祉計画】

第1次 平成17年度～平成22年度

(2) 知多市社会福祉協議会

【知多市社会福祉協議会地域福祉活動計画】

第1次 平成10年度～平成12年度

第2次 平成13年度～平成17年度

第3次 平成18年度～平成23年度

(3) 知多市・知多市社会福祉協議会

【知多市地域福祉計画】

第2次知多市地域福祉計画の策定に当たり、第3次知多市社会福祉協議会地域福祉活動計画の計画期間を1年間短縮し、両計画を一体とすることとした。

第2次 平成23年度～平成27年度

第3次 平成28年度～平成32年度

第 3 次知多市地域福祉計画
～共に支え合い 住み慣れた地域で
安心して暮らせる まちづくり～

(平成 28 年度～平成 32 年度)

平成 28 年 3 月発行

〒478-8601

愛知県知多市緑町 1 番地

愛知県知多市健康福祉部福祉課

TEL 0562-33-3151

FAX 0562-32-1010

URL <http://www.city.chita.lg.jp/>

E-mail fukushi@city.chita.lg.jp

〒478-0047

愛知県知多市緑町 3 2 番地の 6

社会福祉法人 知多市社会福祉協議会

TEL 0562-33-7400

FAX 0562-32-1479

URL <http://www.medias.ne.jp/~shakyo/>

E-mail shakyo-c@ma.medias.ne.jp